

# 令和7年海津市議会第3回定例会

## ◎議事日程（第2号）

令和7年9月3日（水曜日）午前9時30分開議

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 諒問第3号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めるについて
- 日程第3 諒問第4号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めるについて
- 日程第4 諒問第5号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めるについて
- 日程第5 議案第54号 令和7年度海津市一般会計補正予算（第3号）
- 日程第6 議案第55号 令和7年度海津市クレール平田運営特別会計補正予算（第1号）
- 日程第7 議案第56号 令和7年度海津市月見の里南濃運営特別会計補正予算（第1号）
- 日程第8 議案第57号 令和7年度海津市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
- 日程第9 議案第58号 令和7年度海津市介護保険特別会計補正予算（第1号）
- 日程第10 議案第59号 令和7年度海津市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
- 日程第11 議案第60号 海津市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第12 議案第61号 海津市下水道条例等の一部を改正する条例について
- 日程第13 議案第62号 令和6年度海津市水道事業会計未処分利益剰余金の処分及び決算の認定について
- 日程第14 認定第1号 令和6年度海津市一般会計決算の認定について
- 日程第15 認定第2号 令和6年度海津市クレール平田運営特別会計決算の認定について
- 日程第16 認定第3号 令和6年度海津市月見の里南濃運営特別会計決算の認定について
- 日程第17 認定第4号 令和6年度海津市国民健康保険特別会計決算の認定について
- 日程第18 認定第5号 令和6年度海津市介護保険特別会計決算の認定について
- 日程第19 認定第6号 令和6年度海津市後期高齢者医療特別会計決算の認定について
- 日程第20 認定第7号 令和6年度海津市下水道事業会計決算の認定について
- 日程第21 認定第8号 令和6年度海津市駒野奥条入会財産区会計決算の認定について
- 日程第22 認定第9号 令和6年度海津市羽沢財産区会計決算の認定について
- 日程第23 一般質問
- 追加日程第1 議案第63号 副市長の選任につき同意を求めるについて

◎出席議員（15名）

1番	近澤 美佳子 君	2番	寺村 典久 君
3番	古川 理沙 君	4番	片野 治樹 君
5番	橋本 武夫 君	6番	浅井 まゆみ 君
7番	北村 富男 君	8番	小粥 努 君
9番	伊藤 久恵 君	10番	松岡 唯史 君
11番	六鹿 正規 君	12番	川瀬 厚美 君
13番	服部 寿 君	14番	水谷 武博 君
15番	里雄 淳意 君		

◎欠席議員（なし）

◎地方自治法第121条の規定に基づき出席を要求した者の職氏名

市長	横川 真澄 君	副市長	大江 雅彦 君
教育長	服部 公彦 君	総務企画部長併 選挙管理委員会 事務局書記長	近藤 三喜夫 君
総務企画部参事 情報化統括責任者(CIO) 補佐官	子安 弘樹 君	市民生活部長	奥村 孝司 君
健康福祉部長	安立 文浩 君	産業経済部長	近藤 康成 君
産業経済部参事 未来創生マネージャー	古澤 久爾 君	産業経済部次長 (企業誘致担当)	菱田 登 君
都市建設部長	伊藤 隆八 君	会計管理者 兼会計課長	水谷 守宏 君
教育委員会事務局長	後藤 政樹 君	消防本部消防長	加賀 誠 君
総務企画部 総務課長併 選挙管理委員会 事務局書記次長	伊藤 聰 君	総務企画部 財政課長	小粥 政人 君
総務企画部 企画課長	山崎 賢二 君	総務企画部総務課 防災危機管理室長兼 防災危機管理室 係長事務取扱	長谷川 淳 君
市民生活部 生活・環境課長	高木 英雄 君	都市建設部 上下水道課長	田中 幸広 君

教育委員会事務局  
学校教育課長兼  
総合教育センター所長 森 崇君 代表監査委員 下郷敬子君

---

◎本会議に職務のため出席した者

議会事務局長 米山一雄 議会事務局  
議会総務課長兼  
議事総務係長 水谷理恵

議会事務局  
議会総務課主任 片野征臣

◎開議宣告

○議長（里雄淳意君） 定刻でございます。

ただいまの出席議員は15人であります。定足数に達しておりますので、本日の会議を開きます。

（午前9時30分）

---

◎会議録署名議員の指名

○議長（里雄淳意君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第87条の規定により、議長において3番 古川理沙議員、4番 片野治樹議員を指名します。

---

◎諮問第3号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めるについてから認定第9号  
令和6年度海津市羽沢財産区会計決算の認定についてまで

○議長（里雄淳意君） 日程第2、諮問第3号から日程第22、認定第9号までの21議案を一括議題とします。

これから順次、質疑・討論・採決を行います。

諮問第3号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めるについての質疑を許可します。  
質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

○議長（里雄淳意君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

お諮りします。本案件は、会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（里雄淳意君） 異議なしと認めます。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔挙手する者なし〕

○議長（里雄淳意君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより諮問第3号を採決します。

お諮りします。諮問第3号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めるについてを適任と答申することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（里雄淳意君） 異議なしと認めます。よって、諮問第3号 人権擁護委員の推薦につ

き意見を求ることについては、適任と答申することに決定しました。

続きまして、諮問第4号 人権擁護委員の推薦につき意見を求ることについての質疑を許可します。

質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

○議長（里雄淳意君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

お諮りします。本案件は、会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（里雄淳意君） 異議なしと認めます。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔挙手する者なし〕

○議長（里雄淳意君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これにより諮問第4号を採決します。

お諮りします。諮問第4号 人権擁護委員の推薦につき意見を求ることについてを適任と答申することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（里雄淳意君） 異議なしと認めます。よって、諮問第4号 人権擁護委員の推薦につき意見を求ることについては、適任と答申することに決定しました。

続きまして、諮問第5号 人権擁護委員の推薦につき意見を求ることについての質疑を許可します。

質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

○議長（里雄淳意君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

お諮りします。本案件は、会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（里雄淳意君） 異議なしと認めます。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔挙手する者なし〕

○議長（里雄淳意君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これにより諮問第5号を採決します。

お諮りします。諮問第5号 人権擁護委員の推薦につき意見を求ることについてを適任と答申することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（里雄淳意君） 異議なしと認めます。よって、諮問第5号 人権擁護委員の推薦につき意見を求ることについては、適任と答申することに決定しました。

続きまして、議案第54号から議案第61号までの8議案について、順次質疑を行います。

初めに、議案第54号 令和7年度海津市一般会計補正予算（第3号）の質疑を許可します。

質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

○議長（里雄淳意君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

続きまして、議案第55号 令和7年度海津市クレール平田運営特別会計補正予算（第1号）の質疑を許可します。

質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

○議長（里雄淳意君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

続きまして、議案第56号 令和7年度海津市月見の里南濃運営特別会計補正予算（第1号）の質疑を許可します。

質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

○議長（里雄淳意君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

続きまして、議案第57号 令和7年度海津市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）の質疑を許可します。

質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

○議長（里雄淳意君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

続きまして、議案第58号 令和7年度海津市介護保険特別会計補正予算（第1号）の質疑を許可します。

質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

○議長（里雄淳意君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

続きまして、議案第59号 令和7年度海津市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）の質疑を許可します。

質疑はありませんか。

[举手する者なし]

○議長（里雄淳意君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

続きまして、議案第60号 海津市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例についての質疑を許可します。

質疑はありませんか。

[举手する者なし]

○議長（里雄淳意君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

続きまして、議案第61号 海津市下水道条例等の一部を改正する条例についての質疑を許可します。

質疑はありませんか。

[举手する者なし]

○議長（里雄淳意君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

お諮りします。議案第54号から議案第61号までの8議案については、議案付託表のとおり、それぞれの所管の常任委員会に審査を付託することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（里雄淳意君） 異議なしと認めます。よって、議案第54号から議案第61号までの8議案については、お手元に配付してあります議案付託表のとおり、それぞれの所管の常任委員会に審査を付託することに決定しました。

なお、審査は9月18日までに終了し、議長に報告をお願いします。

次に、ここで議案第62号及び認定第1号から認定第9号までの各会計の決算審査の結果につきまして、監査委員の報告を求めます。

下郷敬子代表監査委員。

[代表監査委員 下郷敬子君 登壇]

○代表監査委員（下郷敬子君） それでは、監査委員の監査結果の報告をいたします。

令和6年度海津市一般会計、5つの特別会計、2つの財産区会計の歳入歳出決算及び基金の運用につきまして御報告を申し上げます。

去る7月1日から8月15日に、関係諸帳簿、証拠書類等の照合など、通常実施すべき審査を慎重に行いました。

その結果、審査に付されました令和6年度海津市一般会計決算、令和6年度海津市クレール平田運営特別会計決算、令和6年度海津市月見の里南濃運営特別会計決算、令和6年度海津市国民健康保険特別会計決算、令和6年度海津市介護保険特別会計決算、令和6年度海津市後期高齢者医療特別会計決算、令和6年度海津市駒野奥条入会財産区会計決算、令和6年

度海津市羽沢財産区会計決算及び令和6年度海津市土地開発基金の運用状況が正確であると認めました。

なお、審査意見書を別冊4でお手元に配付しておりますので御覧いただきたいと思います。

続きまして、2つの令和6年度海津市公営企業会計決算につきまして御報告を申し上げます。

去る6月13日から7月30日に、関係諸帳簿、証拠書類等の照合など、通常実施すべき審査を慎重に行いました。

その結果、審査に付されました令和6年度海津市水道事業会計決算、令和6年度海津市下水道事業会計決算は正確であると認めました。

なお、審査意見書を別冊5でお手元に配付しておりますので御覧いただきたいと思います。

以上で審査結果の報告といたします。

○議長（里雄淳意君） 代表監査委員の報告が終わりました。

これより質疑を行います。

初めに、議案第62号 令和6年度海津市水道事業会計未処分利益剰余金の処分及び決算の認定についての質疑を許可します。

質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

○議長（里雄淳意君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

続きまして、認定第1号 令和6年度海津市一般会計決算の認定についての質疑を許可します。

質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

○議長（里雄淳意君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

続きまして、認定第2号 令和6年度海津市クレール平田運営特別会計決算の認定についての質疑を許可します。

質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

○議長（里雄淳意君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

続きまして、認定第3号 令和6年度海津市月見の里南濃運営特別会計決算の認定についての質疑を許可します。

質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

○議長（里雄淳意君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

続きまして、認定第4号 令和6年度海津市国民健康保険特別会計決算の認定についての質疑を許可します。

質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

○議長（里雄淳意君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

続きまして、認定第5号 令和6年度海津市介護保険特別会計決算の認定についての質疑を許可します。

質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

○議長（里雄淳意君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

続きまして、認定第6号 令和6年度海津市後期高齢者医療特別会計決算の認定についての質疑を許可します。

質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

○議長（里雄淳意君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

続きまして、認定第7号 令和6年度海津市下水道事業会計決算の認定についての質疑を許可します。

質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

○議長（里雄淳意君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

続きまして、認定第8号 令和6年度海津市駒野奥条入会財産区会計決算の認定についての質疑を許可します。

質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

○議長（里雄淳意君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

続きまして、認定第9号 令和6年度海津市羽沢財産区会計決算の認定についての質疑を許可します。

質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

○議長（里雄淳意君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第62号及び認定第1号から認定第9号までの10議案については、議長の指名する委員で構成する決算特別委員会を設置し、お手元に配付しております議案付託表のとおり、当委員会に審査を付託したいと思います。

なお、地方自治法第98条第1項の規定による検閲・検査権を付与するものといたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（里雄淳意君） 異議なしと認めます。よって、議案第62号及び認定第1号から認定第9号までの10議案については、議長の指名する委員で構成する決算特別委員会を設置し、これに付託して審査をすることとし、地方自治法第98条第1項の規定による検閲・検査権を付与することに決定いたしました。

ただいま決算特別委員会に付託しました議案につきましては、9月18日までに審査を終了し、議長へ報告をお願いします。

次に、設置されました決算特別委員会委員の選任について、委員会条例第7条第1項の規定により、議長において指名いたします。

指名する決算特別委員を議会事務局長から発表させます。

米山一雄議会事務局長。

○議会事務局長（米山一雄君） それでは、13人の決算特別委員を発表いたします。

1番 近澤美佳子議員、2番 寺村典久委員、3番 古川理沙議員、4番 片野治樹議員、6番 浅井まゆみ議員、7番 北村富男議員、8番 小粥努議員、9番 伊藤久恵議員、10番 松岡唯史議員、11番 六鹿正規議員、12番 川瀬厚美議員、13番 服部寿議員、14番 水谷武博議員、以上でございます。

○議長（里雄淳意君） お諮りします。ただいま指名いたしました議員を決算特別委員に選任することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（里雄淳意君） 異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました13人の議員を決算特別委員に選任することに決定いたしました。

ここでしばらく休憩をいたします。

この休憩は、委員長の互選に要する時間が必要なため、取るものでございます。

（午前9時46分）

---

○議長（里雄淳意君） では、互選の結果を伺いましたので、休憩前に続き会議を開きます。

（午前9時47分）

---

○議長（里雄淳意君） ここで、決算特別委員の正・副委員長が決定しましたので、議会事務局長から発表させます。

米山一雄議会事務局長。

○議会事務局長（米山一雄君） それでは、正・副委員長を発表いたします。

決算特別委員会委員長に6番 浅井まゆみ議員、副委員長に9番 伊藤久恵議員。以上でございます。

○議長（里雄淳意君） ここで暫時休憩いたします。

この休憩は、追加日程議案提出に係る休憩です。

議会運営委員会委員に申し上げます。休憩中に議会運営委員会を開催しますので委員会室へ移動願います。また、本会議再開はアナウンスをいたしますので、関係者各位は議場へ参集ください。

（午前9時48分）

---

○議長（里雄淳意君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前10時08分）

---

○議長（里雄淳意君） 市長から追加議案が提出されております。

お諮りします。議案第63号を日程に追加し、追加日程第1として議題としたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（里雄淳意君） 異議なしと認めます。よって、議案第63号を日程に追加し、追加日程第1として議題とすることに決定しました。

---

○議案第63号 副市長の選任につき同意を求めるについて

○議長（里雄淳意君） 追加日程第1、議案第63号の副市長の選任につき同意を求めるについてを議題とします。

事務局、議案の配付をお願いします。

〔追加議事日程の配付〕

○議長（里雄淳意君） よろしいでしょうか。

大江雅彦副市長。

○副市長（大江雅彦君） すみません、自身のことでございますので退場の許可をお願いいたします。

○議長（里雄淳意君） ただいま大江雅彦副市長より退場の申出がありました。

議案第63号は、大江雅彦副市長に關係がありますので、退場を許可いたします。

〔副市長 大江雅彦君 退場〕

○議長（里雄淳意君） 議場の出入口を閉めます。

〔議場閉鎖〕

○議長（里雄淳意君） それでは、市長より提案理由の説明を求めます。

横川真澄市長。

〔市長 横川真澄君 登壇〕

○市長（横川真澄君） おはようございます。

ただいま追加上程いたしました人事議案1件について御説明申し上げます。

議案第63号の副市長の選任につき同意を求めるにつきまして、地方自治法第167条において、副市長は、市長を補佐し、市長の命を受け政策及び企画をつかさどるとともに、市の各組織が行う事務を監督し、法令等に基づき市長の職務を代理すると規定されており、その役割は非常に重要であるとともに、市政の迅速かつ円滑な運営を図る上で欠かせない存在であると認識しております。

このようなことから、令和7年9月5日をもって任期満了となります大江雅彦氏を引き続き副市長として選任いたしたく、地方自治法第162条の規定により議会の同意を求めるものであります。

大江雅彦氏は、平成3年4月に岐阜県庁に入庁し、財政課、市町村課、総合政策課、監査委員事務局、教育委員会等での勤務を経るとともに、全国知事会、揖斐川町、公益財団法人岐阜かかみがはら航空宇宙博物館への派遣も経験され、令和3年9月より副市長に就任していただいております。

これまでに培われた豊富な経験と見識をさらに発揮していただき、その卓越した手腕で、私が掲げる政策の実現に今後も力を貸していただけるものと確信しております。

なお、副市長の任期は令和7年9月6日から4年間となります。

以上、提出いたしました追加議案につきまして、提案理由を申し上げました。何とぞよろしく御審議いただきまして、適切な御議決を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（里雄淳意君） これより追加日程議案の質疑を行います。

議案第63号 副市長の選任につき同意を求めるについての質疑を許可します。

質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

○議長（里雄淳意君） 松岡唯史議員。

○10番（松岡唯史君） 私から質疑をさせていただきたいと思います。

この間の大江副市長の功績というのはどのようなものがあるのか、市長の御認識をお尋ねしたいと思います。

○議長（里雄淳意君） 答弁を求めます。

横川真澄市長。

○市長（横川真澄君） 効果といいますのは、この4年間、私がやってきたこの政策を実現するため取り組んでいたいたいた、その尽力そのものであると思います。

この1期目の4年間、私はたくさんの施策事業を掲げ、公約の中にもうたつてきただろあります。それを数多く実現いたいたいた、その陰には、この大江雅彦副市長のいろいろな手腕があったということあります。また、加えまして、政策目標の中に掲げておりました持続可能な行財政運営、これも大きく力を貸していただけたと認識しております。

基金残高につきましては、大きくこの海津市の基金残高を伸ばすこともできました。この財政の規律、そして積極的な未来への投資、この両面を両立をさせながら様々な政策を実現いたいたいた、実現に力を貸してくれたことが本当に大きな点だと認識しております。

〔挙手する者あり〕

○議長（里雄淳意君） 松岡唯史議員。

○10番（松岡唯史君） 市長が副市長のことについて、いろいろやつてくださったことについて述べられましたけれども、しかしながら一方で、職員の方から副市長のことについて話を伺うと、細かい指摘が多過ぎたり、指示が不明確で決裁が回らないといった声ですか、口調がきつく、どなるのに近い場合もある。また、人格否定されたと捉える職員もいたり、パワーハラマがいのことがあった、そういった声をお聞きしました。この点について市長はどのような御認識を持っておられるのか、お尋ねしたいと思います。

○議長（里雄淳意君） 答弁を求めます。

横川真澄市長。

○市長（横川真澄君） 職員が働きやすい環境をつくっていくというものは私の役割であり、私の責任であります。その点、必ずしも実現できていなかつたということであれば、これは全て私の責任であります。今後、特別職と職員のよりよい関係を構築できるように、あらゆる取組を行ってまいりたいと思っております。

しかしながら、それだけでは職員の不安も解消されないということであると思います。それとともに職員が今後不安に思うことのないように、特別職を対象としたハラスメントの防止に関する取組なども速やかに制度化を図つていって、今後職員がそのようなことを不安に思うようなことがないように取り組んでいきたいと思っております。

その上で大切なのは、適切な通報窓口とともに、第三者を含めた調査委員会の設置ということであると思っています。この点をしっかりと踏まえた上で制度化を図つていきたいと思っています。

そして、事務の進め方という点につきましては、これはしっかりと改善をすべきところもあるのではないかと私も感じておりますので、しっかりとそこも対応してまいりたいと思います。

○議長（里雄淳意君） そのほか質疑ございますか。

〔挙手する者あり〕

○議長（里雄淳意君） 六鹿正規議員。

○11番（六鹿正規君） 私も今、松岡議員の質疑の中で、パワハラめいたこととかいろいろお聞きしました。

先日、個人的に副市長と1時間ほど面談をさせていただきました。そういった部分にも触れさせていただいたり、またこれから本市の抱える大きな問題、そういったものに対しての副市長の考えもお聞きしました。

そういう中で市長が再任をということであれば、市長が片腕としてどうしてもう4年聞いてほしいということであるならば、反対はしません。くれぐれも市長と副市長で本市を今の何倍もよくしていただく、そういうことを期待し、また副市長室、市長室を開かれた部屋として市民の方々にお伝えする、そういう御意見を聞く場所として両方の部屋を開放していただきて、市民の皆さんが出で市政に参加できるような環境を整えていただきたいと思います。よろしくお願ひいたします。要望でございます。

○議長（里雄淳意君） 要望ということでございますが、よろしいですか。

そのほか。

〔挙手する者あり〕

○議長（里雄淳意君） 古川理沙議員。

○3番（古川理沙君） 市長は先ほど提案説明の中で、市政の迅速かつ円滑な運営を図る上で欠かせない存在だとおっしゃられました。私も副市長という職はまさにその職であると思っています。

松岡議員、六鹿議員がおっしゃられたように、私も職員が大変疲弊をしているということを聞いております。これは組織の問題であって、市長、副市長、お二人で課題解決できることではないと思っています。ぜひ今後、課題解決に向けては職員としっかり真摯に向き合った上で、検討、課題、事務の改善もそうですし、進めていただきたいなと思いますが、市長、その辺りいかがでしょうか。

○議長（里雄淳意君） 答弁を求めます。

横川真澄市長。

○市長（横川真澄君） この特別職が職員にとって遠い存在であるということになつてはいけないと思います。

先ほど六鹿議員から御指摘いただきましたとおり、市民からも近い、そして古川議員からも今御指摘いただいたとおり、職員からも近い、そんな存在となれるようにしっかりとした対話を今後もこれまで以上に行ってまいりたいと思います。

○議長（里雄淳意君） そのほか質疑はございますか。

[举手する者あり]

○議長（里雄淳意君） 水谷武博議員。

○14番（水谷武博君） 許可を得ましたので、市長に質問をさせていただきたいと思います。

市長、副市長には、個人的にも面会を申し上げてお話しするべきことはしておると思いますが、今日御提案がございましたので、確認をさせていただくという意味で質問をさせていただきたいと思います。

まず第1点、市長はいつも市役所はワンチーム、一つということでよくお話をなさいます。まさにそれが私も理想であり、現実にしていただきたいということを思っている一人でございます。その中で、トップリーダーとして与えられた職員、横川市長が採用したわけではありませんが、与えられた職員を使いこなす、いわゆる教育、指導をして、そして育てていって、市の活性化、そして市民の発展につなげるのが私はトップリーダーの役目だと思っております。そんなことで今現在のお考え、今後のお考えをまた教えていただきたいと思います。

もう一つは、その中で、トップリーダーマネジメントの中に加えていただきたいことがあります。私の経験値から申し上げます。議会対策が横川市長になられてから、やっぱりおろそかになっていると思います。今日このようなことも出てきたのも、その一つの要因にあるかと思います。それから、もう一つは、最後になりますけど、議長、関連という意味で職員に対しても要望がございますが、よろしゅうございますか。

○議長（里雄淳意君） 許可いたします。

○14番（水谷武博君） 関連ということで、職員の皆様にもお願いがございます。

先ほど松岡議員からもお話がございましたが、本当に何か事件とかそういうのがございましたら、法律上もそうなっておりまし、ただし、海津市役所のホームページを見ましても職員のパワハラ専用窓口というのは見当たらないので、今ないのでなかろうかと、私個人が間違えておったら教えていただきたいと思います。

そのほかに内部じゃなくて外部でも、いわゆる俗に調べましたところでいきますと、岐阜の労働局とか法務局に窓口がございます。外部にももしそういう事実があるなら、皆さん勇気を持って今後訴えていただきたい、相談に行っていただきたいというのが職員に対する要望でございます。

ただいまの3点申し上げましたが、市長、御答弁をいただきたいと思います。以上で、ありがとうございます。

○議長（里雄淳意君） 質疑に対する答弁を求めます。

横川真澄市長。

○市長（横川真澄君） 3点の御指摘、ありがとうございます。

第1点目のワンチームということにつきましては、やはりこれは市役所に初めて登庁した日に職員に対して語った言葉であります。このトップである市長、私がやるべきことといいますのは、組織としてどのような方向にこの市政を向けていこうとしているのか、その方向性を示すということが一番大切な役割であると思っています。そして、それに沿いまして職員の皆さんに御努力をいただき、そしてその決断をするということが私の2つ目の仕事であると、役割であると思っています。そして、様々なことに対して全ての責任を取るというのが最も大きな私の仕事ではないかなと思っています。こうした私のやるべきことをしっかりと果たす上で、職員の皆様が気持ちよく働ける環境というものをつくっていくというものは最も大切な取組でありますので、しっかりとワンチームを目指して今後取組を続けていきたいと思っています。

そして、2点目の議会対策につきましては、私の就任前と比べまして減少しているということであれば、本当に申し訳なく思います。私の認識の甘さであったと思いますので、その点は皆様のお声をお伺いしながらしっかりと増やしてまいりたい、しっかりと取り組んでまいりたいと思っております。

そして、職員へ向けてのことのございましたが、職員のハラスメントについての通報ということでございます。そういった外部のもの、また内部のもの、あるところでございますが、今回、私が最初に質疑の中で答弁申し上げましたように、しっかりととした通報窓口、適切な通報窓口というものを設置していくということは、ここでお約束をしたいと思っております。外部には、その通報が隠されることのないように、しっかりと表に出て、個人名まで出すという意味ではございませんが、そういった訴えがあったということが内部で共有をされて、そして第三者を含めた調査機関でしっかりとその結論を得るという取組をハラスメントの防止対策として速やかに設置をしていくということを、設けていくということをお約束したいと思います。

○議長（里雄淳意君） ほかに質疑はありますか。

〔挙手する者あり〕

○議長（里雄淳意君） 寺村典久議員。

○2番（寺村典久君） この中で、私は唯一、副市長、市長と1年半ほど仕事をさせていただきました。仕事させていただく中で、非常に聰明で知識も豊富、先ほど市長が功績を述べられたとおり基金残高も増やしてこられた。本当にその部分では、今までの職員生活の中で、すごい衝撃的な方との出会いをしたというふうに私は認識をしております。

しかしながら、先ほどの何人かの議員が質問であったように、やはりいかんせん私ども、私も含めてですが、今ここにいる幹部職員は当時、町役場の職員として採用されて育ってまいりました。ある意味ちょっと勉強も不足していたかと思っております。当然県職員のお二

人が県職員のO Bという形で来られてきて、その部分でカルチャーショック的なものはすごい刺激にはなったわけでございますけれども、いかんせん先ほどのようにパワーハラスメントというものは、相手がそう感じればパワーハラスメントというふうになるわけでございます。実際に自分自身の至らなさゆえに、正論であるがゆえに、そうではなく、自分が足らないんだなというふうに思ってしまうことがあって、気持ちが萎えてしまったというようなこともございました。そういうことも含めて、「人を見て法を説け」というような言葉がございますが、それぞれ個性があります。それぞれ能力もあります。そうした中でのお立場で、しっかり指導をいただけると今後ありがたいなと思っています。

もう一つ、制度的なことで質問します。

副市長は、御存じのとおり県職員を割愛退職して副市長に就任されております。割愛退職というのは読んで字のごとく愛を割くという、本来の職場を惜しまれながら外へ出て、一旦経験を積んで本来の職場へ戻って、その経験を生かして県で活躍していただくために割愛退職というのが本来の制度の趣旨でございます。

通常の場合、県から副市長等で派遣される場合、割愛退職される場合、長くて4年です。通常2年です。で、県に戻していくことが多いわけでございますが、今回任期満了で4年、そして法律上は今回4年になるわけですね。これが割愛退職で本当にいけるのかどうかという人事との、当然県とのお話もあるかと思います。その辺りのところが1点と、過去に海津市の副市長、初代の副市長は県から割愛退職で来ております。その方も5年間やって、県の市町村課長としてお戻りになっておられる、そういう事例がございます。法律上の任期は4年でございますが、今後4年間のうちに交代をされるという可能性があるかどうか、この2点についてお尋ねしたいと思います。以上です。

○議長（里雄淳意君） 答弁を求めます。

横川真澄市長。

○市長（横川真澄君） その割愛退職という点につきましては、これは県との関係、また大江副市長個人の人生設計という点もあろうかと思いますので、この点については私からこういう予定であると、こんなことを考えているということをこの場でお話をするのは控えさせていただきたいと思っております。

しかしながら、私は今回4年間の副市長と、4年間の任期を想定して副市長への再任を求める議案を出したというところでございます。途中で交代をいただきたいということを考えているということは全くありません。しっかりと4年間の任期を全ういただきたいと、そして全ういただけるものと考えております。

○議長（里雄淳意君） よろしいですか。

〔挙手する者あり〕

○議長（里雄淳意君） 寺村典久議員。

○2番（寺村典久君） すみません、御答弁ありがとうございました。

そうしますと割愛という制度そのもの、今は岐阜県職員の身分を持ったまま、今例えればお戻りになられれば、岐阜県の職員としてお戻りになられるという基本的なルールがあるかと思いますが、その辺りのお考えというのはどんな感じなんでしょうか、割愛退職というのが生きるのかどうかというところはどうなんでしょうか。

○議長（里雄淳意君） 答弁を求める。

横川市長。

○市長（横川真澄君） その点に関しましては、海津市だけで決められるものではありません。岐阜県との関係、本人との関係ということがありますので、この場での答弁は差し控えさせていただきたいと思います。

○議長（里雄淳意君） そのほか質疑ございますか。

よろしいでしょうか。

[挙手する者なし]

○議長（里雄淳意君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

お諮りします。本案件は、会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（里雄淳意君） 異議なしと認め、委員会付託を省略します。

これより討論を行います。

まず原案に反対者の発言を許可します。

[挙手する者あり]

○議長（里雄淳意君） 松岡唯史議員。登壇をお願いします。

[10番 松岡唯史君 登壇]

○10番（松岡唯史君） 議長のお許しをいただきましたので、私からは反対の討論をさせていただきたいと思います。

先ほどから市長が述べられましたとおり、大江副市長というのは有能な方でありまして、本市を変えた方であるということが言えるかとは思います。しかしながら、一方で、副市長の厳しい指導によって職員の方が疲弊をしたり、そしてモチベーションが下がってしまう、そういういったようなことを職員の方からは聞いておりまして、職員の士気に影響を与えていたり、そういういったことが想像できます。また、厳しい決裁のために副市長対策が仕事となってしまっている、仕事が回らない、そういういった弊害があるといったことも職員の方から聞いておりまして、業務に支障が出ていることも推測され、大変懸念されるところであります。このよ

うな職員の方の声から大江副市長の部下への指導方法、指導力ですとか部下とのコミュニケーション能力について、私は疑問を感じざるを得ません。

さらに、市民の方からも副市長がパワハラをしているといった情報をいただくことがこれまで何度もありました。私は、副市長の言動がパワハラかどうかということよりも、そうした声が複数の方から上がっている、そういう声を複数の方からいただいているということが問題であると私は捉えております。

先ほど市長は、パワハラ防止策を今後していくというようなことを質疑に対する答弁の中で述べられましたけれども、私は、そうした仕組みづくりをするのはある意味当然のことでありまして、遅過ぎたとも言えるのではないかと思っております。そして、また誰が副市長であっても、そういう仕組みというのはつくっていかなければならなかつたのではないかと思います。

したがいまして、大江副市長が幾ら有能な方であっても、さきに述べたような状況が聞こえてくる以上、市長の御提案に同意することは困難であります。私としてはもっと本市に適した方、本市の職員の方に適した方へ副市長を任せた方が、職員のため、ひいては本市のためになるのではないかと考えまして、今回の選任同意については反対をいたします。

○議長（里雄淳意君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

〔挙手する者なし〕

○議長（里雄淳意君） ほかに原案に反対者はありませんか。

〔挙手する者なし〕

○議長（里雄淳意君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これより議案第63号を採決します。

この採決は起立によって行います。

お諮りします。議案第63号 副市長の選任につき同意を求めるについては、これに同意することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（里雄淳意君） 着座願います。

総数14人、起立者12人、起立多数です。よって、議案第63号 副市長の選任につき同意を求めるについては、同意することに決定しました。

議場の出入口を開きます。

〔議場開場〕

○議長（里雄淳意君） 大江雅彦副市長、入場していただきます。

〔副市長 大江雅彦君 入場・着席〕

○議長（里雄淳意君） 議場におられる大江雅彦副市長に告知します。

議案第63号 副市長の選任につき同意を求めることについては、原案のとおり同意されました。

大江雅彦副市長。

〔副市長 大江雅彦君 登壇〕

○副市長（大江雅彦君） 議会本会議中の貴重なお時間に御挨拶いただく時間を頂戴いたしまして、まずもって感謝を申し上げます。

そして、このたび私の再任に当たりまして御同意をいただきましたこと、厚く御礼を申し上げる次第でございます。

私は、この海津市は人口減少対策をはじめとする課題が山積している上、財政状況も引き続き厳しいものと、そういう認識をいたしております。そして、行政資源も限られております。そういう限られた行政資源の中で、この人口減少に歯止めをかけ、この地域に活力を取り戻すためには、時代の変化に対応した政策を大胆かつ果敢に打ち出していく必要があると、こうした中で、私はこの4年間、市長を支えるべく、市のため、市民のため、そして職員のためと、その思いで、その一心で誠心誠意職務に励んでまいりました。

ただ、そういう熱い思いの中でボタンの掛け違いといいますか、コミュニケーション不足といったところから職員にプレッシャーがかかっていたのではないかと、そういう御指摘を今回いただいたところでございます。この点につきましては、真摯に受け止めまして、自身の姿勢を改めてまいりたいと思っております。そして、市長のよき補佐役として全職員が心を一つに様々な政策に取り組めるよう、その環境づくりにより一層努めてまいりたい、そう思っているところでございます。

最後になりますが、この海津市は、もはや私にとって第二のふるさとであります。そういう思いでこれまで培った知識、経験、その全てを生かし、海津市政に尽力してまいりたい所存でございます。

もとより微力でございます。至らぬ点も多々あろうかと思います。議員の皆様におかれましては、引き続き御指導、御鞭撻を賜りますことをお願い申し上げまして、選任同意に対する御礼の御挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いを申し上げます。（拍手）

○議長（里雄淳意君） ここで10時50分まで休憩といたします。

日程が大変大幅に遅れておりまして、申し訳ございません。

（午前10時41分）

---

○議長（里雄淳意君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前10時49分）

---

◎一般質問

○議長（里雄淳意君）　日程第23、一般質問を行います。

今定例会の一般質問は、会議規則第56条ただし書及び第57条の規定により、議員1人当たり質問・答弁の時間を40分以内とし、これを許可します。

それでは、通告書を受理した順に発言を許可します。

なお、質問者は質問席にて行い、答弁者は、初めは壇上にて行い、再質問があった場合は自席にてお願いします。再質問には、議員各位の議席番号を省略させていただきますので、御了解願います。

---

◇ 松岡唯史君

○議長（里雄淳意君）　初めに、10番　松岡唯史議員の質問を許可します。

松岡唯史議員。

[10番　松岡唯史君　質問席へ]

○10番（松岡唯史君）　改めまして、おはようございます。

議長のお許しをいただきましたので、一般質問させていただきたいと思います。

1. 水害時の避難について、質問相手は市長であります。

今夏も各地で様々な自然災害が起こっており、被災された方々には心よりお見舞いを申し上げます。

本市におきましても7月に大雨が降り、警報が発令されるなど、いつ災害が起こるのかは分かりません。

さきの市議選において、特に海津町の南部にお住まいの複数の方から、水害に関する心配の声をいただきました。ある方からは津波による水への恐怖があり、避難所を分散して整備していただきたいと要望され、またある方からは海津町の南のほうは避難所の整備がほつらかしと言われました。

一方で、2022年に県は南海トラフ地震による県内の津波浸水想定を見直し、2017年には本市の約3割が浸水するとしていたものを、木曽三川の堤防で実施した耐震調査の結果などを反映させ、堤防内の住宅地や農地への浸水はないと変更していることは認識をしております。しかし、あくまで想定の範囲内での話であることや豪雨による水害なども懸念されるところであり、市民の方が心配されることとは理解をいたします。

そこで、次の点についてお尋ねをします。

1. 津波浸水による被害想定について、市の見解を改めてお尋ねします。
2. 海津町南部において、津波浸水や洪水浸水を想定した避難所整備の方針はあるのでしょうか。

3. 揖斐川が洪水する危険のある場合、揖斐川堤防近くの市民の方はどのような避難行動を取るのが望ましいと考えられておられるのかをお尋ねをします。

○議長（里雄淳意君） 松岡唯史議員の質問に対する答弁を求めます。

近藤三喜夫総務企画部長。

○総務企画部長併選挙管理委員会事務局書記長（近藤三喜夫君） 松岡唯史議員の水害時の避難についての御質問にお答えをいたします。

この質問につきましては、担当部長の私からお答えをさせていただきます。

1点目の津波による浸水被害想定につきまして、議員仰せのとおり、県は令和4年10月に公表した地震による津波の浸水被害について、これまでの被害想定を改め、本市への浸水が生じないとの結論を示しました。さらに、令和7年3月に内閣府が公表した被害想定においても、浸水想定はごく一部の低地の河川敷という極めて限的な範囲だけで、津波が堤防を超えることはないとされております。これらのことから、本市においては住宅地への被害はないものと認識しております。

2点目の海津町南部における津波や洪水を想定した新たな避難所整備につきまして、海津町南部では、大江小学校、西江小学校及び長良川サービスセンターの3か所を指定避難所と位置づけ、災害時における避難者の受け入れ体制を整えております。これらに加え、現在海津温泉宙舟の湯を指定避難所に位置づけるため、指定管理者と協議を進めているところであります。さらに、木曽三川公園センターの管理棟につきましても、洪水発生時の一時的な避難所として使用できるよう国土交通省木曽川下流河川事務所との協議を重ねております。

今後も海津町南部の市民の皆様に安心して住み続けていただけるよう、避難所の確保に引き続き取り組んでまいります。

3点目の洪水のおそれがある際の適切な避難行動につきまして、本市では、豪雨災害の危険性が高まった場合、県の防災関係部署、木曽川上流河川事務所、木曽川下流河川事務所、岐阜地方気象台から、河川の水位や今後の降雨量など気象予測に関する情報を得るとともに、洪水や土砂災害等の災害リスクに対する助言をいただいております。加えて、本市では気象庁以上に多くの気象観測地点を有する株式会社ウェザーニューズと契約を結んでおります。同社からは、本市の気象特性や地域特性、さらには過去の災害発生状況を踏まえた詳細な災害リスクに関する情報が提供されており、この気象情報サービスを導入していない他の自治体と比較して、精度の高い情報を得ることができます。これらの様々な情報を基に、緊急情報や避難情報、避難所の開設状況といった災害に関する様々な情報を迅速に市民の皆様に提供をしてまいります。

また、水害は、降雨から危険な状況に至るまでに猶予時間、いわゆるリードタイムがある進行性の災害であることから、状況に応じた避難行動を取ることが重要です。水害のリスク

が高まるまでに十分な時間がある場合には、南濃地区の比較的高所に位置する指定避難所や福祉避難所等への避難をお願いしてまいります。

なお、スーパー台風と称されるような極めて猛烈な台風が東海地方へ接近すると予測される場合には、遠方の親族宅や知人宅などへの広域避難も命を守るための選択肢として御検討をいただきたいと考えております。また、高所への避難や広域避難ができない場合には、お近くの指定避難所へ避難をお願いします。

さらに、既に浸水が発生している場合においては、自宅から避難することは大変危険でありますので、上層階への垂直避難など、市民の皆様には状況に応じた行動をお願いしてまいります。

いずれにいたしましても、早期に避難を開始することが何よりも大切でありますので、風水害時に適切なタイミングで避難行動が取れるよう、市民の皆様には避難経路や避難場所、避難開始のタイミングなどをあらかじめ決めておくマイ・タイムラインの作成をお願いしたいと考えております。

本市では、その作成するツールとして、スマートフォン向け無料アプリ、ヤフー防災速報を市ホームページや公式LINEにて紹介しております。ぜひ御活用いただきますようお願いをいたします。

以上、松岡唯史議員の御質問に対する答弁といたします。

○議長（里雄淳意君） 再質問ございますか。

〔10番議員挙手〕

○議長（里雄淳意君） 松岡唯史議員。

○10番（松岡唯史君） 御答弁ありがとうございます。

それでは、早速再質問をさせていただきます。

まず、海津町南部における新たな避難所整備として、海津温泉宙舟の湯と木曽三川公園センターの管理棟、こちらのほうを新たな避難所としてもらうように今協議を行っていただいているということですが、この2施設が避難所となるに当たって、どのくらいの避難する人の収容が新たに可能となるのか、その点について教えていただきたいと思います。

○議長（里雄淳意君） 答弁を求めます。

長谷川淳防災危機管理室長。

○総務企画部総務課防災危機管理室長兼防災危機管理室係長事務取扱（長谷川淳君） お答えいたします。

先ほどの部長答弁にもありましたとおり、海津温泉宙舟の湯につきましては、指定管理者と現在協議を進めているところでございます。なお、現在の宿泊者の定員数につきましては、2階部分が93名で、1階部分が20名の合計113名でございます。

また、木曽三川公園の公園センター管理棟に関しましては、避難者が事務所への入室が容易に可能である点など、施設の管理上の課題がございます。このため、避難スペースとして利用可能な範囲につきまして現在協議を進めているところでございまして、両施設とも現時点ではどの程度、何名程度利用できるとは申し上げることはできませんが、より多くの避難者の受入れができるよう調整してまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長（里雄淳意君） 再質問ございますか。

[10番議員挙手]

○議長（里雄淳意君） 松岡唯史議員。

○10番（松岡唯史君） ありがとうございます。

もう一つ、海津市のホームページを見てみると、指定緊急避難場所、指定一般避難所、指定福祉避難所という表があります。そちらを見てみると、先ほど御答弁にありました旧西江小学校なんですけれども、確かに降水時に2階以上への避難が可能となっておりまして、収容可能人数が305人となっております。ただ、旧西江小学校は海津市廃校施設利活用方針におきまして、利活用方法を民間事業者等による利活用と位置づけているため、収容可能人数は原則として減少する見込みと書いてあります。

そこでお尋ねをしたいと思うんですけども、洪水時における旧西江小学校の収容可能人数はいつ頃からどのくらい減るのか、その点についてお尋ねしたいと思います。

○議長（里雄淳意君） 答弁を求めます。

小粥政人財政課長。

○総務企画部財政課長（小粥政人君） お答えをいたします。

まさに今現在、旧西江小学校の利活用事業者との契約に向けて調整を進めている最中でございまして、現時点でそれぞれ確定しているものはございません。この件については御理解をいただきたいと存じます。よろしくお願ひいたします。

○議長（里雄淳意君） 再質問ございますか。

[10番議員挙手]

○議長（里雄淳意君） 松岡唯史議員。

○10番（松岡唯史君） 今御答弁からしますと、収容可能人数がこの海津町南部のほうでどのくらい増えてどのくらい減るのかというのは、ちょっと明らかにはなりませんでしたけれども、いずれにしても収容可能人数を減らすことがないように、むしろ増やしていただくよう引き続き充実に努めていただきますように、そして皆さんの安全・安心の確保を図っていただきますことを改めて御要望いたします。

また、3点目なんですけれども、洪水時の避難行動についてであります。ケース別具体的な御答弁、ありがとうございました。ただ、南濃町への避難については、自分もそうな

るかと思いますし、恐らく皆さんもそうかと思うんですけれども、車で移動されるかと思うんです。そうしますと福岡大橋ですとか海津橋、こちらが渋滞するのではないかなということが推測されて、懸念されるところだと思うんです。その辺りのことについて、市の見解、御認識、お尋ねしたいと思います。

○議長（里雄淳意君） 答弁を求めます。

長谷川淳防災危機管理室長。

○総務企画部総務課防災危機管理室長兼防災危機管理室係長事務取扱（長谷川 淳君） お答えいたします。

災害の危険が差し迫る二、三時間前には避難指示のほうを発令いたします。実際に二、三時間のリードタイムがございますので、多少交通量のほうは多くなるかもしれません、渋滞するまでには至らないものと考えております。以上でございます。

○議長（里雄淳意君） 再質問ございますか。

[10番議員挙手]

○議長（里雄淳意君） 松岡唯史議員。

○10番（松岡唯史君） ありがとうございます。

実際なってみると分からぬ部分もありますけれども、現時点での市の御見解、御認識はそういうことだということで私は理解をしました。

もう一つ、答弁には出てきませんでしたけれども、西小島地内の防災拠点につきまして、以前市民の方からどうなっておるんやというお声を聞いたことがあります。こちらの高須防災拠点というんですかね、高須防災拠点の機能、役割と現在の工事の進捗状況について改めてお尋ねしたいと思います。

○議長（里雄淳意君） 答弁を求めます。

長谷川淳防災危機管理室長。

○総務企画部総務課防災危機管理室長兼防災危機管理室係長事務取扱（長谷川 淳君） お答えいたします。

高須の防災拠点は、災害時における水防活動の拠点となるほか、万が一堤防が決壊した際には速やかな復旧活動を行うため、土砂などの復旧資材の備蓄場所としての役割を果たすものでございまして、河川を管理する木曽川下流河川事務所により事業が進められているところでございます。

なお、浸水被害を防ぐためには、堤防の改修によりまして決壊を未然に防ぐことが最も重要でありますので、現在は帆引新田から海津橋までの堤防の改修工事が優先的に進められているところでございます。

また、防災拠点の整備につきまして、大量の盛土材が必要となってまいります。そのため

防災拠点の本格的な整備につきましては、下流の堤防の整備が完了して盛土の確保のめどがついた段階から進められる予定と聞いております。以上でございます。

○議長（里雄淳意君） 再質問ございますか。

〔10番議員挙手〕

○議長（里雄淳意君） 松岡唯史議員。

○10番（松岡唯史君） ありがとうございます。

今の御答弁だと明確ないつ頃かというの難しいでしょうかね。結構な年数がかかるという認識でよろしいんでしょうか。その点だけ確認させてください。

○議長（里雄淳意君） 答弁を求めます。

長谷川淳防災危機管理室長。

○総務企画部総務課防災危機管理室長兼防災危機管理室係長事務取扱（長谷川淳君） お答えいたします。

現時点では未定となっておりますので、しばらく期間がかかるものかと考えております。以上でございます。

○議長（里雄淳意君） 再質問ございますか。

〔10番議員挙手〕

○議長（里雄淳意君） 松岡唯史議員。

○10番（松岡唯史君） ありがとうございました。

この質問の最後になりますけれども、災害に対してはふだんからの備えであったり、早期避難が重要であると私は改めて感じましたし、先ほど御答弁にありましたマイ・タイムラインですかね、防災タイムラインを作成しておくことも大事なことなのかなと思います。行政におかれましても、既にされているとは思いますけれども、引き続きこうしたことの周知、促進に努めていただきまして、災害に対する市民の方の意識を高めていただきますようお願いをいたしまして、次の質問に移りたいと思います。

要旨2. 障がい福祉サービスについて、質問相手は市長であります。

令和6年3月に策定されました第7期海津市障害福祉計画・第3期海津市障害児福祉計画によりますと、平成17年からの15年間で人口が約6,700人減少しているのに対し、障害者手帳の所持者数は令和5年3月31日現在で2,276人と年々増加傾向にあります。また、きょうされんの2023年度障害のある人の地域生活実態調査結果報告によると、障がいのある人の多くが家族と同居をしており、中でも親と同居している割合は半数近くを占めたとのことで、親依存の生活の現状にあります。

こうした中で、障がいのある御家族の身体的・精神的負担は計り知れず、特に重度の障がいがある場合は夜間の見守りも欠かせず、十分な睡眠を取ることすら困難なこともあるかも

しません。そのため、障がい者などの日中における活動の場を確保し、障がい者などの御家族の就労支援や障がい者などを日常的に介護されている御家族の一時的な休息を目的とする日中一時支援や障がい者の移動を支援する移動支援、介護者の休息などを目的とする短期入所といったサービスがあります。

しかし、市内在住の障がい者の親御さんに話を伺うと、本市の日中一時支援に満足できません。障がい者の親は就労もまともにできないのです。市内に平日利用できるような日中一時支援の事業所がなく、早い事業所だと15時半頃には家に帰ってくるので、それまでに私が帰ってこないといけない、そのため特別支援学校の卒業と同時に仕事を変えたり、勤務体制を変えないといけないのが現状。正社員を辞めた人すらいる。健常者の子どもは年齢が上がれば親の手から離れるが、障がい者の子どもは障がいが重い子どもほど年齢が上がれば親の負担が増える。移動支援も市内にはない。本市が契約している事業所、大垣市、羽島市、津島市を紹介してくれたが、連絡がつかないなどの理由で引き受けてくれたのは1件のみといった声が聞かれました。さらに、短期入所についても短期入所を市内に利用できる事業所が少なく、しかも空きがなく全く利用できない。そのため、いざとなつたときに安心して預けられるところがないとのことでした。

そこで、第7期海津市障害福祉計画・第3期海津市障害児福祉計画を基に、次の点についてお尋ねをします。

1. 日中一時支援、移動支援、短期入所の各実績と現状。
2. 同計画では、日中一時支援に係るサービス量確保のための方策及び今後の方向性として、障がいのある人のニーズを把握し、必要なサービス利用を促進するなどの記述がありますし、移動支援については、今後移動支援事業のサービス提供を促進するとしております。また、短期入所についてもサービスの提供体制の確保に努めるなどの記述があります。こうした本市の今後の方向性や先ほどの親御さんの御意見を踏まえると、私は日中一時支援、移動支援、短期入所について、市内においてもっと充実させるべきであると考えますが、御認識をお尋ねします。

加えて、親亡き後についても、先ほどの親御さんから、親が高齢になり、将来的に子どもの面倒を見られなくなったときに利用できる入所施設が市内にない、親に何かあったときに子どもは誰が面倒を見てくれるのか、入所する施設が少なくどこも順番待ち、これは全国的にも問題になっている。国は入所施設をつくらず地域で暮らせるようにと言っているが、働くところも預かってもらえる事業所も市内に少ないのに、どうやって地域で暮らしというのかといった御意見もいただきました。

確かに3年ほど前の日本経済新聞の記事によると、国は入所施設にいる障がい者が地域社会で普通に暮らせるようにとの方針であるものの、厚生労働省は重度者を受け入れるグルー

ホームや地域生活を支える仕組みも十分整っていないと課題を分析しているとのことです。

一方、同計画においてグループホームは、障がいのある人が地域で自立した生活を送るための重要な役割を担う社会資源であるため、今後引き続き整備の推進を図るとあります。

そこで、次の点についてお尋ねをします。

1. 市内におけるグループホームの現状と課題。
2. 具体的な今後のグループホームの整備方針。

○議長（里雄淳意君） 松岡唯史議員の質問に対する答弁を求めます。

安立文浩健康福祉部長。

○健康福祉部長（安立文浩君） 松岡唯史議員の障がい福祉サービスについての御質問にお答えします。

この質問につきましては、担当部長の私からお答えいたします。

1点目の日中一時支援、移動支援、短期入所につきまして、日中一時支援事業は、日常的に障がい者を介護している家族の一時的な休息を支援するとともに、障がい者の日中における活動の場を提供するサービスであり、市内では1事業所が週末のみサービスを提供しております。令和6年度の利用状況については、市内事業所で7名、市外事業所で12名、合わせて19名が利用しております。

移動支援事業は、移動が困難な障がい者の余暇活動や社会生活上の必要不可欠な外出にガイドヘルパーが同行して移動介助を行うサービスで、市内にはサービスを提供している事業所はなく、令和6年度は6名が市外事業所を利用しております。

短期入所は、障がい者の介護を行っている家族が、病気やけがなどの理由により、自宅で介護できなくなった場合に障がい者が一時的に施設に入所するサービスで、市内ではグループホームを運営する1事業者が空いた居室を活用する空床利用型として登録しております。しかしながら、現在は満床のため短期入所サービスを提供できない状況にあり、令和6年度は市外の事業所を16名が利用しております。

このような状況から、日中一時支援事業、移動支援事業、短期入所の各サービスは、障がいのある方やその家族を支える重要な基盤であるものの、市内においては十分なサービスが提供されていないものと認識しております。このため、改めて障がい者個々のニーズを把握し、それらに対応したサービスの充実を図ってまいります。

具体的には、今年度行います次期障がい者計画の策定に当たり、障害者手帳の所持者1,300人と一般市民700人を対象としたアンケートと障がい福祉サービス事業者のヒアリングを実施する予定をしております。このアンケートなどにより、障がいのある方やその家族から具体的なニーズや既存のサービスに対する意見を収集し、その結果を踏まえ、今後の障がい福祉施策に生かしてまいりたいと考えております。

加えて、市内の障がい福祉サービス事業所に対しては、アンケート結果を踏まえた情報提供や意見交換を行い、日中一時支援や移動支援、短期入所などの今後のサービスの拡充に向けた働きかけを行ってまいります。

2点目のグループホームの現状と課題、今後の整備方針につきまして、グループホームは、障がいのある方が食事や入浴など日常生活における必要な支援を受けながら、家庭的な雰囲気の下、共同生活を送る施設で、市内には4事業所があり、定員74名に対し、66名が利用されております。

本市のグループホームの利用ニーズは増加傾向にあり、障がいのある方が住み慣れた地域で安心して暮らすことができるグループホームは、重要な社会資源の一つであると考えております。そのため、今後は先ほど申し上げたとおり、次期計画策定に当たってのアンケートやヒアリングを基に利用者のニーズを十分に把握するとともに、他市町のグループホームの整備状況を参考にしながら、民間事業者による施設整備に対する支援策を検討してまいりたいと考えております。

以上、松岡唯史議員の御質問に対する答弁といたします。

○議長（里雄淳意君） 再質問ございますか。

〔10番議員挙手〕

○議長（里雄淳意君） 松岡唯史議員。

○10番（松岡唯史君） 御答弁ありがとうございました。

今の御答弁から、やはり日中一時支援、移動支援にしても、短期入所にしても、市内では事業者が少ない一方で、市外の事業者を利用されている方が一定数お見えになる、そういうことが改めて分かりました。

先ほどの御答弁では、市としては、市内において現状では十分なサービスができていないということはお認めになられておりまして、その上でなんですかけれども、次期障がい者計画策定のためのアンケートとか、ヒアリングでニーズを把握して、そしてサービスの確保、充実に取り組んでいかれる、そういう御答弁だったかと思います。

しかしながら、もう既に仕事を変えた方ですとか、正社員を辞められた方がお見えになるわけでありまして、親御さんの就労にも影響してくる問題なんです。こうしたことも踏まえて、調査とか計画を待たずに、もっと迅速に市内におけるこうしたサービス事業者の確保に努めていただけないものかと思うのですが、いかがでしょうか。

○議長（里雄淳意君） 答弁を求めます。

安立文浩健康福祉部長。

○健康福祉部長（安立文浩君） お答えをいたします。

本市では、市内障がい者事業所が障がい福祉サービスに関して協議をする場、海津市地域

自立支援協議会を設置しております。その会議を今年は10月末に予定しております、その際に、市内のサービスの現状と課題を説明させていただきまして、日中一時支援や移動支援、そして短期入所などのサービスの拡充については、委員であります市内のサービス提供事業所の方々に働きかけを行ってまいりたいと思っております。以上でございます。

○議長（里雄淳意君） 再質問ございますか。

〔10番議員挙手〕

○議長（里雄淳意君） 松岡唯史議員。

○10番（松岡唯史君） ありがとうございます。

来月には動いていただけるということですよね、ありがとうございます。ぜひともよろしくお願ひいたします。

また、グループホームにつきましても同様に、アンケートですとかヒアリングによってニーズを把握されてから検討すると、そういったことでありましたけれども、私が聞いておりますのは、比較的、重い障がいの方が入所が難しいというふうに聞いております。そうした方も入所できるようなグループホームをと親御さんたちが自分たちで立ち上げようかということも検討された時期があるようあります。残念ながら、なかなか御自身でそういったものを立ち上げるということになると、金銭面であったり、労力の問題であったり、大変な部分がありまして、現在のところ断念されているというふうに私は聞いております。

私が言いたいのは、そのくらい親御さんとしては市内におけるグループホームを切望されているということでありまして、グループホームの整備につきましても、ニーズ調査などを待たずにやってもらえないものかなというふうに思うんです。

また、市内でグループホームを開設する費用の一部を補助する、そういった制度があつてもいいと思いますし、市の直営でグループホームを経営するということもあっていいと思うんです。あっていいというか、ぜひやっていただきたいと思うんですが、その辺りについて御見解、御認識、お尋ねいたします。

○議長（里雄淳意君） 答弁を求めます。

安立文浩健康福祉部長。

○健康福祉部長（安立文浩君） お答えをいたします。

まず、計画を持たずに次期計画までの間にどのような取組をされるかということと、補助金制度の創設のことと、あと市の直営という3点の御質問と認識をいたしました。

まず、1点目の計画までの間にということですけれども、まず、次期障がい者計画の策定の前までの取組としましては、障がい者の相談窓口であります基幹相談支援センター、「ばれっと」と愛称をつけてございますけれども、そちらが希望者の状況ですか、ニーズなどを詳しく聞き取りを行いまして、ニーズに合った施設の空き状況を提供していかなければという

ふうに考えておりますのでよろしくお願ひいたします。

あと、補助金の関係でございますが、次期障がい者計画の策定に向けて、これからアンケート調査を行っていきますと答弁で申し上げました。その調査結果を踏まえまして、施設整備に対する補助金制度などの支援策につきましては、他市町の状況も参考にしながら、今後の計画策定の過程において検討してまいりたいと思います。よろしくお願ひいたします。

もう1点、施設の直営運営ということでございますけれども、こちらは民間事業者のノウハウを活用して協力関係を構築しながら、整備に向けた支援を行っていくことが現実であると考えておりますので、現時点におきましては直営での運営は考えておりませんので、御理解いただきますようよろしくお願ひいたします。以上でございます。

○議長（里雄淳意君） 再質問ございますか。

〔10番議員挙手〕

○議長（里雄淳意君） 松岡唯史議員。

○10番（松岡唯史君） ありがとうございました。

補助制度については、御検討いただけるということではありますけれども、やはり調査、アンケート、ヒアリングをした後でというふうに私は捉えました。本当に切実な問題でありまして、できるだけ早く、迅速に補助制度をつくってもらえるのであれば、早急に検討していただきたいなというところでありますのでよろしくお願ひいたします。

最後になりますが、今回のテーマを取り上げるに当たって、障がいのある子の親御さんの何人からお話を伺っております。また、以前からこの方たちを含めた親御さんとはお話をさせていただいておりますが、この方たちは自分たちのことだけでなく、ほかの親御さん、つまりこれから大きくなる障がい児の親御さんたちのことも考えられておられます。そのくらい一生懸命に考えられておられるわけでありまして、私としては本当に頭が下がる思いであります。

そして皆さん、特に親亡き後のことの心配されている方が多くて、それだけではなくて、今は自分たちの御両親が協力をしてくれるけれども、高齢で介護が必要になつたらどうすればいいんだというようなお声も聞いております。本当に切実な問題だと私は思っております。こうした方たちの思いをぜひ応えていただけるような海津市であつてほしいと思いますし、市長の言われます誰一人取り残すことのない、取り残さない海津市でありますように今後の取組に期待をいたしまして、私の一般質問を終わります。

○議長（里雄淳意君） これで松岡唯史議員の質問を終わります。

---

◇ 寺 村 典 久 君

○議長（里雄淳意君） 続きまして、2番 寺村典久議員の質問を許可します。

寺村典久議員。

〔2番 寺村典久君 質問席へ〕

○2番（寺村典久君） それでは、議長のお許しをいただきましたので、私のほうからは2点、1点目が多文化共生社会の実現について、質問相手は市長、教育長でございます。2点目が、観光地周辺における路上喫煙の防止及び観光誘客の取組について、質問相手は市長でございます。

それでは、1点目の多文化共生社会の実現に対する取組について質問をいたします。

近年、我が国では、少子高齢社会の進展とともに人口減少が著しく、本市においてもその現状は同様であります。一方、労働力を解消するための手段として外国人労働者の数は増加の一途をたどっており、全国の在留外国人数は令和2年、約289万人から令和7年には約377万人と右肩上がりに推移しております。

本市においても、同年で比較しますと、令和2年843人から令和7年には1,314人となり、市の総人口に占める外国人比率は2.5%から4.2%と増加しています。総人口自体は令和2年が3万3,966人が、令和7年では3万1,255人と右肩下がりで減少しているのに対し、在留外国人数は右肩上がりで増加しているという状況にあります。

こうした現状を踏まえ、本市では今年度から多文化共生推進協議会を立ち上げ、現在、多文化共生推進計画策定に向けた取組が始まられたことと存じております。

多文化共生とは、国籍や民族などの異なる人々が互いの文化的違いを認め合い、対等な関係を築きながら、地域社会の構成員として共に生きていくことであります。具体的には、違いを認め合う、対等な関係を築く、共に生きることであります。

ここで以下の点について質問いたします。

1つ、多文化共生推進計画策定の進捗状況について。

2つ、この計画の柱として取り組むべき重点課題に対する現状認識について。

3つ、外国人労働者を雇用する事業者への対応について。

4つ、日本語を母国語としない児童・生徒への支援策について。以上について、市長、教育長の答弁をお願いします。

○議長（里雄淳意君） 寺村典久議員の質問に答弁を求めます。

横川真澄市長。

〔市長 横川真澄君 登壇〕

○市長（横川真澄君） 寺村典久議員の多文化共生社会の実現についての御質問にお答えをいたします。

4点目の質問につきましては、後ほど教育長より答弁いたします。

1点目の多文化共生推進計画策定の進捗状況につきまして、本市では、文化や背景の異なる

る市民が相互に理解し、尊重し合い、誰一人取り残されることなく安心して暮らせる地域社会を目指し、（仮称）多文化共生推進計画の策定に取り組んでおります。

この計画の策定に当たっては、市民をはじめ様々な立場の方々から御意見をいただき、計画に反映させてまいります。そのため、今年度、学識経験者や多文化共生推進員、外国籍の市民、外国籍市民を雇用する事業者や日本語教室、独立行政法人国際協力機構や岐阜県国際交流センター、自治連合会の関係者といった幅広い分野の方々に参画いただくとともに、公募による市民を加えた15名で構成する多文化共生推進協議会を設置いたしました。

この協議会は、これまでに2回開催し、現状を把握するための活動報告や意見交換を行うとともに、計画の策定に向けたアンケート調査の内容について御意見をいただいたところであります。このアンケート調査につきましては、多文化共生に対する市民の意識や外国籍の市民の日常生活の状況、市が実施すべき取組に関するニーズなどを把握するために実施するものであります。

さらに、外国籍の市民を雇用する事業者へのヒアリング調査を実施し、それらの結果を基に、現状分析と課題整理を行ってまいります。その上で、委員の意見を踏まえて年内に骨子案を作成するとともに、パブリックコメントを実施し、年度内に多文化共生推進計画を策定する予定であります。

2点目の計画の柱とする重点課題と、3点目の外国籍の市民を雇用する事業者に対する支援につきまして、本市は、子育て世代に選ばれるまちづくりとともに、誰ひとり取り残すことのない地域社会づくりを市政の柱に掲げているところであります。外国籍の市民が地域コミュニティから孤立することのないよう多文化共生に関する施策を推進してまいります。

その推進に当たっては、次の4つの視点を重視してまいりたいと考えております。

1つ目として、お互いの文化や価値観を尊重し、支え合うことのできる社会づくり、2つ目として、国際力を育む教育環境の整備、3つ目として、外国籍の市民が生き生きと活躍できる社会づくり、4つ目として、安全・安心な地域社会づくりであります。

1つ目のお互いの文化や価値観を尊重し、支え合うことのできる地域社会づくりについては、相互理解を促進するための広報・啓発活動に取り組むとともに、外国籍の市民が日本語を学ぶ機会の充実を図ることにより、双方向のコミュニケーションの円滑化を図りたいと考えております。また、多文化交流イベントの開催を通じて、日本人と外国籍の市民が触れ合い、交流を育む場を創出してまいりたいと考えております。

2つ目の国際力を育む教育環境の整備については、日本語を母国語としない児童・生徒に対する学校現場でのサポートに加えて、教職員に対する研修や翻訳環境の充実などの支援を強化したいと考えております。また、子どもたちが多文化共生について学び、将来国際社会で活躍する力を身につけられる教育環境づくりを進めてまいります。

3つ目の外国籍の市民が生き生きと活躍できる社会づくりについては、令和9年度から育成労制度がスタートすることを踏まえ、雇用事業者に求められる外国人労働者への日本語教育や生活支援の充実、労働条件や雇用契約の透明性確保、職場環境の整備などの外国人人材の育成・確保対策について、国や県と連携しながら、市内事業者に対する必要な支援を行ってまいりたいと考えております。

4つ目の安全・安心な地域社会づくりについては、まず防災・減災対策として、外国籍の市民を含めた全ての市民が災害への備えを万全にし、災害時には国籍や言語に関わらず、必要な情報を入手して適切な避難行動を取るとともに、安心して避難生活を送ることができる環境を整備してまいります。さらに、外国籍の市民が犯罪を起こさない、犯罪に巻き込まれないための防犯対策を重視し、警察と連携しながら必要な取組を推進してまいりたいと考えております。

今後は、アンケート調査の結果や協議会での意見を十分に反映させながら、具体的な政策を検討し、実効性ある計画を策定してまいります。

以上、寺村典久議員の御質問に対する答弁といたします。

○議長（里雄淳意君） 服部公彦教育長。

〔教育長 服部公彦君 登壇〕

○教育長（服部公彦君） 寺村典久議員の多文化共生社会の実現についての御質問にお答えします。

4点目の日本語を母国語としない児童・生徒に対する取組につきまして、現在、こども園、小・中学校に在籍している外国籍の子どもの数は、認定こども園が25名、小学校が26名、中学校が14名です。また、小学校、中学校の外国籍児童40名のうち、日本語指導のために別室にて個別指導が必要な児童・生徒は20名です。

日本語の個別指導が必要な児童・生徒に対しては、対応言語がポルトガル語、タガログ語、中国語に限られておりますが、外国語が話せる指導員を対象児童・生徒のいる学校へ週1回、半日派遣しており、学校生活に適応するための支援や、保護者との懇談の際の通訳や翻訳を行っています。また、日本語指導教員が週5時間、日本語の指導や学校生活への適応のための個別指導を行っています。さらには、昨年度10月より開始したオンライン日本語初期指導講座を活用し、外国人児童の転入があった学校において、週5日、1日3時間程度の約1か月間、マンツーマンで日本語の初期指導に当たっております。

児童・生徒への支援に当たっては、翻訳アプリやポケトークを使用しております。今年度はポケトークの台数を昨年より11台増やして23台とし、より多くの場面で活用しております。

さらに、今年度、かいづ国際交流の会及びひらた日本語教室の協力を得て、通訳できる方を学校に紹介できる体制をつくりました。

今後、（仮称）多文化共生推進計画策定に向けたアンケート調査結果や多文化共生推進協議会での意見を十分に反映させながら、教育分野における実効性のある支援策を計画に盛り込んでまいります。

以上、寺村典久議員の御質問に対する答弁といたします。

○議長（里雄淳意君） 再質問ございますか。

〔2番議員挙手〕

○議長（里雄淳意君） 寺村典久議員。

○2番（寺村典久君） 御答弁ありがとうございます。

まさに今年が本市においての多文化共生元年になるのかなというふうに、今の御答弁を聞いて思わせていただいたところでございます。

そこで、順番が逆になりますが、教育長の答弁に対して御質問をさせていただきたいと思います。

この質問に当たっては、多文化共生という、外国人に対する社会的な問題として、さきの参議院選挙でも大きく取り上げられてきた。また、先般はJICAの、ホームタウン事業の問題で世間がいろんな形で、分断になるような発言が多く見られている、そんなことも危惧したわけでございますが、こうした中で、本市でも冒頭、申し上げたとおり、外国人の数がかなり増えてきております。

昨年、本市で生まれた子どもたち110人のうち、18名です、外国籍の方が。この状況という是有る意味すごい数でございます。少子化の中で外国籍の子たちが生まれることによって、少子化に歯止めをかけているというのが正直なところ現状でございます。こうした認識を市民の皆さんにもしっかりと御認識をいただきたい。そして、今人口の割合として4.数%ですが、何年か先になると、これも10%近くになってくるんだということが推測されるわけでございます。こういう現実を分断することなく、ちゃんと理解をして、日本文化をしっかりと学んでいただくために学校教育の現場でもお願いをしたいというところでございますが、先般、国際交流の会の中で、ある外国籍の親子にお会いする機会がございました。その方は、「来年子どもが就学年齢に達するけど、私の子どもは学校に行かせない。」と、こういう発言をされたお母さんにお会いしました。日本国憲法では教育を受けさせる義務、教育を受ける権利があるわけですが、これは基本的には日本国民に限っておりまして、外国籍には受けさせる義務も受ける権利もないというのが現状でございます、法律的には。こういった子たち、子どもたちが増えることを私はすごく懸念をするわけでございまして、こうした就学をさせないというような形だとか、まさに就学年齢に達したときの、いわゆる学校教育に携わらせるような取組というのは、どんな取組をされておられるのかお尋ねいたします。

○議長（里雄淳意君） 答弁を求めます。

森崇学校教育課長。

○教育委員会事務局学校教育課長兼総合教育センター所長（森 崇君） お答えします。

現在、市内に在住する全ての外国籍の児童・生徒が学校に通えるように働きかけております。

まず、小学校の入学時期を迎えた全ての外国籍の児童につきましては、就学時の健康診断など、入学するための準備について確実に案内をするようにしております。また、学齢期の途中で海外や市外から転入してきました外国籍の児童・生徒につきましては、本市の住民となる手続をされますときに、学校の生活の様子や学校生活で準備するものなど、確実に伝えるようにしております。このように入ってきた機会、または小学校に入学する機会を生かしまして、情報提供を確実に行うことで就学を促すようにしております。以上でございます。

○議長（里雄淳意君） 再質問ございますか。

〔2番議員挙手〕

○議長（里雄淳意君） 寺村典久議員。

○2番（寺村典久君） ありがとうございました。

今のお話ですとやはり強制力がないので、案内を出されているということなんですが、この案内というのはどんな感じで出しておられるのか、実際持っていっているのかとか、文書を日本語で書いてあっても分からぬと思うので、いろいろな多言語とかもですね、その辺り少しだけお願ひします。

○議長（里雄淳意君） 答弁を求めます。

森崇学校教育課長。

○教育委員会事務局学校教育課長兼総合教育センター所長（森 崇君） お答えいたします。

現時点では日本語のものになっております。日本語のもので、それを郵送という形で案内をしております。ただ、郵送で一方的に送るだけではなくて、例えば市の教育委員会や学校に相談という形でコンタクトを取ってくださる保護者の方もいらっしゃいますので、そのようなときには先ほど教育長が申し上げましたとおりに、ポケトークですとか、あるいは学校に派遣される通訳を介しまして情報を直接お話しするようにしております。以上でございます。

○議長（里雄淳意君） 再質問ございますか。

〔2番議員挙手〕

○議長（里雄淳意君） 寺村典久議員。

○2番（寺村典久君） ありがとうございました。

これは要望ですが、日本語ではやはり分かりにくいので、どちらの国か分かるわけですか、そういうことも配慮しながら働きかけをしていただけるとよろしいのではないかと思いま

ます。よろしくお願ひいたします。

それでは、次の質問でございますが、窓口の問題ですが、大きな市は専門の外国籍に対応する窓口があるわけです。今ここで市役所の中にそんな専門の窓口をつくれということまでは申しませんが、せめて、一番多い国はやっぱりベトナムの方が一番多いんですね。せめてベトナム語とか、2番目に多い中国語だとか、フィリピン語だとか、そこで挨拶程度窓口ができるような人たちというのは、教育は何かをされておられるかどうかだけお尋ねしますが、どうですか。

○議長（里雄淳意君） 答弁を求めます。

山崎賢二企画課長。

○総務企画部企画課長（山崎賢二君） お答えいたします。

現状では、市民課の窓口などにも市所有のスマホに翻訳アプリなどを入れたものが備えているという状況にはなっておりまます。

ただ、多くの外国籍の市民は窓口に来られる際に、自らのスマホを持っておられるので、その自らのスマホの中で翻訳アプリを使って、こういう証明が欲しいんだよということを向こうから掲示されることが多いと。また、大人数で来られるときには、その会社の通訳の方が来られることが多いということで、今現状、特別に緊急的には窓口で困っていることはそれほど多くはないということらしいんですけども、ただ、やはり令和4年ぐらいから急激に、外国籍の市民が増えてまいりまして、今後は生活の相談というんですかね、そういう相談窓口等も利用されることを考えますと、やはり議員がおっしゃったように、多言語対応の強化というのは必要な課題ではないかというふうに考えておりますので、具体的なことはこの計画策定の中で考えてまいりますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（里雄淳意君） 再質問ございますか。

〔2番議員挙手〕

○議長（里雄淳意君） 寺村典久議員。

○2番（寺村典久君） ありがとうございました。

ぜひともそういった形で、計画に落とし込む前にできる限りのことは、ポケトークとかスマホでやるということも今の時代なんですが、相手の母国語が分かって片言の挨拶語ぐらいこちらもできるようになると、すごく親しみも湧いてくるのではなかろうか。まずは市役所から地域コミュニティを図っていくということもすごく大事なことだと思いますので、そんな点も含めて御検討いただければと思います。

次に、ちょっと違う質問ですが、先ほど事業者への働きかけという部分で育成就労制度のことが触れられておりました。

育成就労制度については、かなり教育を積んでレベルアップ、技能実習者から特定技能へ

格上げしていって優秀な方々がどんどん育っていく、そうすると会社も転籍が可能になるとということなんですね。ですから、本市における企業でお勤めの外国籍の方々がいっぱい勉強をして、愛知県の工場だとか、製造業だとかのところに転籍、今は技能労働者って転籍できないんですけども、そういうことが可能になってくるんですね。ですから、雇用のために外国から来ていただいている方々に選ばれる事業所、勉強してここに残りたいという方をつくっていく必要があるのではないかと私は考えます。その部分のところで、事業者に対する支援というのも計画の中に織り込まれるということでございますが、現に事業所の負担で日本語教室を開かれているというところも存じ上げておりますが、そうした企業の取組について、御認識は今どなたか持っていらっしゃるんでしょうか。

○議長（里雄淳意君） 答弁を求めます。

山崎賢二企画課長。

○総務企画部企画課長（山崎賢二君） お答えいたします。

現時点では具体的な取組事項というのではない状況でございます。

市長の答弁でもございましたように、今後計画を策定する中で、また国や県とも連携しながら、市としても事業所へは今言われたような活動をサポートするような仕組みについて検討してまいりたいと考えておりますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（里雄淳意君） 再質問ございますか。

〔2番議員挙手〕

○議長（里雄淳意君） 寺村典久議員。

○2番（寺村典久君） これについては最後にしますが、これはもう質問というより要望です。

今、先ほどの中にも安全・安心という部分がございました。外国の方はいい人ばかりではなくて、やはり犯罪を犯す方も中にはおります。そういう部分でいくと、この地域は県境にあります。愛知県と三重県の境にあるわけで、そういった多文化共生以外のことでも、かつては隣の愛西市、桑名市と連絡協議会というのを設けて、いろんな部分での交流を図っていたということがございます。この部分についても、外国籍の方の犯罪防止、犯罪抑止については当然警察の絡みもあるかと思いますが、隣県、隣市についてもしっかりと連携を取って取り組んでいただきたいと思いますのでよろしくお願ひいたします。

今回は、多文化共生については以上で終わらせていただきます。

次の質問に入らせていただきますので、よろしくお願ひいたします。

それでは、2番目の観光地周辺における路上喫煙の防止及び観光誘客の取組について。

本市には、2023年のデータですが、観光入り込み客数124万人を誇る県内有数の観光拠点である千代保稻荷神社があり、その存在は本市にとって極めて重要で、県内外から注目される観光スポットであることは周知のところであります。

しかしながら、さきの新聞報道では、千代保稻荷マナー悪化、参道周辺で飲酒運転による事故や駐車違反、ごみのポイ捨て、路上喫煙などマナー悪化が目立ち始めているとのこと。こうした事態に対応するため、本市では、昨年からマナーアップ大作戦として取組を進めており、市長をはじめ職員の皆さん、平田青年クラブのメンバー、そして同僚市議会議員有志も多く参加されています。こうした取組に対し、心から敬意を表する次第であります。しかしながら、報道にあるように大きな改善にはつながっていないことが現実であり、残念でなりません。

こうした事態を解消するための一つの手段として、他の多くの自治体で取り組まれている路上喫煙防止条例（仮称）を制定し、千代保稻荷神社周辺及び他の市内観光拠点で路上喫煙禁止エリアを指定することで、一定のマナーアップが図れ、お客様には安心してお越しいただける環境が整い、周辺事業者さんも安心して事業を行えるのではないかと考えます。

ここで、以下の点について質問いたします。

1. 路上喫煙防止条例（仮称）についてどのようにお考えですか、制定についてどのようにお考えですか。

2. 観光資源をプラスアップさせるための環境改善の取組について。

以上について、市長の答弁をお願いします。

○議長（里雄淳意君）　寺村典久議員の質問に対する答弁を求めます。

近藤康成産業経済部長。

○産業経済部長（近藤康成君）　寺村典久議員の路上喫煙の防止と観光地の環境改善についての御質問にお答えをいたします。

この質問につきましては、担当部長の私からお答えいたします。

本市には、千代保稻荷神社、行基寺といった名所や国営木曽三川公園など、県内でも有数の入り込み客数を誇る観光地が数多くあり、一年を通じて多くの方々にお越しいただいております。

こうした観光地では、近年観光客によるマナー違反が問題となっており、特に月末の千代保稻荷神社参道において、路上喫煙やごみのポイ捨てが目立つ状況にあります。このような行為は地元に悪影響を及ぼすだけではなく、観光地としての魅力を損なう要因となるため、解決しなければならない課題であると考えております。

そのため、本市では、令和6年8月より月末の千代保稻荷神社参道においてマナーアップ大作戦と題し、青年団体や少年補導員などと連携して、路上喫煙やごみのポイ捨ての防止に向けた啓発活動と清掃活動を行っております。この取組の中で、たばこのポイ捨てが際立つて多い参道の脇道への侵入を防ぐため、バリケードや啓発看板を設置するなどの対策を講じたところ、脇道での路上喫煙が減り、たばこのポイ捨てが減少するといった効果が得られた

ところでございます。

今後は、地元の皆様の御意見を伺いながら、これまでに効果が確認されたバリケードや啓発看板をより効果的に設置するとともに、SNSを活用した情報発信を積極的に行うなど、路上喫煙の根絶に向けたさらなる取組を進めてまいります。あわせて、議員提案の路上喫煙防止条例につきましては、その必要性や実効性について調査してまいります。

次に、環境改善の取組につきまして、観光地の魅力を向上させ、より多くの方に快適に過ごしていただける環境の整備は、大変重要であると認識しております。特に、トイレや休憩スペースなどの周辺施設の整備は、観光地の安全性や利便性の向上だけでなく、観光地そのものの価値を高めることにつながるものと考えております。今後、地元の皆様の御意見を踏まえ、周辺施設の整備や改修に計画的に取り組んでまいります。

以上、寺村典久議員の御質問に対する答弁といたします。

○議長（里雄淳意君） 再質問ございますか。

〔2番議員挙手〕

○議長（里雄淳意君） 寺村典久議員。

○2番（寺村典久君） 御答弁ありがとうございました。

千代保稻荷神社参道はとてもにぎやかなところなので、きれいに、皆さん気が持ちよくおいでいただいて帰っていただきたいなというふうに、そんな思いでございますが、なぜこの路上喫煙防止条例というようなことを提案したかということですが、先ほど答弁にも触れられていなかつたんですが、本市においても「海津市ポイ捨て等防止条例」というのが既にありますね。これは合併のときにもうできているわけです。なぜ合併のときできたかというと、平成9年に旧平田町で空き缶等ポイ捨て防止に関する条例が制定されています。そして、平成13年に旧南濃町でポイ捨て等防止条例が制定されて、合併のときのすり合わせで、じゃあ2つあるからここはつくっておくかというような感じで多分なつたのであろうというふうに推測します。ですからこれを議会で議論をしたというのはなくて、市民の皆さんもこの条例があることすら御存じない方も多いのではないかというふうに思うわけです。

こうした条例があるという認識をお持ちであれば、答弁に書いていただくべきではなかつたかというふうに思いますが、この辺の認識、市長、いかがでしょうか。このポイ捨て等禁止条例等の御認識というのはいかがでしたでしょうか。

○議長（里雄淳意君） 答弁を求めます。

奥村孝司市民生活部長。

○市民生活部長（奥村孝司君） お答えいたします。

本市のポイ捨て等禁止条例でございますが、市民ですか事業者、あと来訪者等がマナーを守って、協力して清潔なまちづくりを推進することを目的に制定をされているものという

ふうに認識しております。また、それぞれの人に対して、その責務を規定しているものでございます。その上で、ポイ捨て等の防止をするのに必要な指導及び助言ですね、またさらには勧告とか命令というのを行うことができるというふうにしております。

しかしながら、現状としてはそのような強制的な措置をするよりも、まず先ほど答弁でありますマナーアップ大作戦でありますとか、看板の設置といった清掃活動でありますとか啓発活動ですね、それに取り組むことを重視したいというふうに考えております。

引き続き、関係機関と連携して清潔なまちづくりのほうを推進してまいりたいというふうに考えております。

○議長（里雄淳意君） 再質問ございますか。

〔2番議員挙手〕

○議長（里雄淳意君） 寺村典久議員。

○2番（寺村典久君） ありがとうございます。

この条例には、市民等の責務、事業者の責務、市の責務、この3つの責務が書かれておるわけですね。市民等というのは、通りすがりの人も市民なんですよ、ここの定義は。ですから、観光客の皆さんも市民等との扱いの中で、これは捨てちゃ駄目ですよということをしっかりと、海津市にはポイ捨て等防止条例がありますよと、それに基づいて、これは捨てては駄目ですよということをどこかに書いておいていただくこともすごく大事なことだなというふうに思います。

ただ、この条例はあくまで努力義務規定でございまして、強制力があるものではない。片や私が提案したのは路上喫煙防止条例、これは大きな大都市、名古屋とか大阪とかはもう既に制定されて、これが実施されているわけです。そこには路上喫煙をした人に対しては科料を科す、その人たちを見つけたら大体2,000円とか3,000円ですね、罰金ではないです、科料です。それを科すというようなことが条例の中でうたわれているわけですね。そうしたこともしてはどうかというところですが、この条例を策定するに当たってはかなりの労力も要りますし、また科料を科すということになると、その人たちをやっぱり監視する人たちも必要になってくる、雇わなきやいけないということにもなるわけで、非常にこれはちょっと本市においては現実的ではないかなというふうに思うわけです。ですから、この海津市ポイ捨て等防止条例をしっかりと市民や観光客の皆さんにも意識づけをしていただくような工夫をしていただきたいなと思うところでございます。

また、先般も千代保稻荷神社へ行かせていただいたわけですけれども、公設の喫煙所が2か所ありますね。一番南の早川邸のトイレの横と一番東のところですね。真ん中にはないので、見ていますと、ちょっと脇道へ入ってたばこを吸われている方が何人かありました。とはいって、参道の真ん中辺りでアイコスを販売している事業者があつて、そこで吸っている方がご

ざいます。どうせのことならしっかりと喫煙所、これは健康増進法からいくと、こんなことを言うべきじゃないと言われるかもしれません、どうせならちゃんとした喫煙所を参道の真ん中辺に造ってはどうなのかなというのが思いとしてはあります。たばこ税というのは目的税ではないので、たばこ税が年間やはり約2億円ぐらいあるわけですけれども、それを財源にとは言いませんが、たばこも売ってもらってちゃんとした喫煙所を造ってもらって、ちゃんとした分煙ができるような仕組みというのは必要ではないかなというふうに思います。

路上喫煙防止法を施行されている大阪とか名古屋では、道に紙巻きたばこ用と電子たばこ用の喫煙所がしっかりと設けられている。やはり義務を課すからにはちゃんとした権利も守つていくというのが制度としての在り方ではないかなというふうに思うわけでございます。そんなお考えはどうでしょうか。

○議長（里雄淳意君） 答弁を求めます。

近藤康成産業経済部長。

○産業経済部長（近藤康成君） ただいまの喫煙所の増設をしたらどうだというような質問に對して、お答えをさせていただきたいと思います。

議員も御承知のとおり、参道沿いに新たに喫煙所を設けるということにつきましては、現状ちょっと困難ではあるのかなということは認識はしておりますけれども、この点につきましても、先ほど答弁をさせていただいたように、地元の皆様や関係機関の御意見などを伺いながら今後対応していきたいと考えておりますので、よろしくお願ひいたします。以上でございます。

○議長（里雄淳意君） 再質問ござりますか。

〔2番議員挙手〕

○議長（里雄淳意君） 寺村典久議員。

○2番（寺村典久君） ありがとうございました。

喫煙のことについては以上で、今後も取り組んでいただくようにお願いを申し上げます。あと環境整備の部分で、またトイレの問題ですね。トイレや休憩スペースの整備という部分で、やはり観光施設ってやっぱりトイレってすごく大事だというふうに認識しています。千代保稻荷神社についてもそうです。今は観光地はウォシュレットなんて当たり前にあります。千代保稻荷神社については、真ん中のトイレは和式ですよね、ちょっとそんなトイレではやっぱり観光地としてはどうなのかなというふうに思います。

また、木曽三川公園は国の施設ですけれども、千本松原とか毎年大祭が行われているんですけど、あのトイレには入りたくないといいますか、女性は入りたくないということをはっきりおっしゃっています。そんなことも含めて、あそこも観光地施設の一つとして、管理は違うかもしれません、取組について一考いただけするとありがたいなというふうに思います

が、その辺のことについて御答弁いただければ幸いです。

○議長（里雄淳意君） 近藤三喜夫総務企画部長。

○総務企画部長併選挙管理委員会事務局書記長（近藤三喜夫君） トイレの改修につきましては、今後計画的に実施をさせていただきたいと考えております。以上でございます。

〔2番議員挙手〕

○議長（里雄淳意君） 寺村典久議員。

○2番（寺村典久君） ありがとうございました。

今申し上げたところ、いろいろお願ひばかりをしておるわけですけれども、地域の皆さん協力の下に大勢の方が海津市に来ていただいて、ここ、いいなあと思っていただいて、最終的に住んでいただければ最高なんですが、もっともっと海津市をPRして、いいまちづくりに貢献をしていただけたとありがたいなと思います。私自身も住民の一人として一生懸命取り組んでまいりたいと思っていますので、よろしく御指導いただければと思っております。

それでは、与えられた時間がございますので、これで質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（里雄淳意君） これで寺村典久議員の質問を終わります。

ここで13時15分まで休憩といたします。

（午後0時05分）

---

○議長（里雄淳意君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後1時13分）

---

◇ 伊 藤 久 恵 君

○議長（里雄淳意君） 9番 伊藤久恵議員の質問を許可します。

伊藤久恵議員。

〔9番 伊藤久恵君 質問席へ〕

○9番（伊藤久恵君） それでは、議長のお許しをいただきましたので、一般質問をさせていただきます。

要旨。小水力発電の設置の可能性について、質問相手、市長でございます。

質問内容。近年、再生可能エネルギーの重要性がますます高まっており、地域社会において、その導入と活用を促進する取組が世界的に広がっています。その中でも、自然環境への影響が少なく、安定した発電が可能である小水力発電が注目を集めています。特に水道管を利用した小水力発電は、既存のインフラを活用しながら効果的に収益を確保できる方法として、採用事例も増えていると聞いております。

水道管を利用した小水力発電は、水道水が流れる際に生じる圧力や流れを利用して発電する仕組みです。この技術の特徴としては、以下の点が上げられます。

1. 一定の水流を活用するため、安定的な電力供給が可能。
2. 太陽光発電のように天候に左右されず、昼夜を問わず稼働可能。
3. 規模が小さいため初期投資が比較的低額で済み、設置スペースも効果的に利用できる。
4. 発電した電力を売電することにより収益を確保することができるだけでなく、この収益を市の財政安定化や他の公共サービスへの還元に活用できる可能性がある。以上のようなメリットが考えられます。

そこで質問させていただきます。

1. 本市においても、水道管を活用した小水力発電の設置を検討することは可能でしょうか。また、市内の水道インフラの現状を調査し、技術導入の適性を検証していくことはできないでしょうか。
2. 令和3年3月の海津市水道ビジョンによる小水力発電の可能性は、費用対効果の面から導入は厳しいとありますが、その理由を教えてください。
3. 水道管だけでなく、山間部や農村地域などの用水路などの自然環境を生かし、比較的安定した発電が可能な小水力発電を広く整備促進し、発電電力を災害時や地産地消エネルギーとして活用することができたら、地域経済の安定化及び活性化につながると考えます。本市での可能性のある地域はありますか。

以上、御答弁よろしくお願ひいたします。

○議長（里雄淳意君） 伊藤久恵議員の質問に対する答弁を求めます。

伊藤隆八都市建設部長。

○都市建設部長（伊藤隆八君） 伊藤久恵議員の省力発電の設置の可能性についての御質問にお答えします。

この質問につきましては、担当部長の私からお答えいたします。

1点目の水道管を活用した小水力発電と2点目の新水道ビジョンにおける判断につきまして、初めに、小水力発電とは、ダムのような大規模構造物を必要としない小規模な水の流れを利用して発電を行うものであり、発電出力が1,000キロワット未満のものとされております。

水道管を活用した小水力発電の可能性について調査しましたところ、本市の水道施設において、水源地から浄水場までの間で落差が最も大きい導水管に発電装置を設置した場合でも、最大で採算ベースの半分以下である11.66キロワットという僅かな発電出力しか得られない結果となりました。このような結果から、水道管を活用した小水力発電の設置については考えておりません。このため新水道ビジョンにおいても、小水力発電の設置は費用対効果の面

から難しいと判断したところです。

3点目の本市における小水力発電の可能性につきまして、中山間部の農業用水路やため池などを対象として、県が平成23年度から平成24年度にかけて実施した小水力発電可能地調査の結果、県内160か所が候補地となりました。そのうち、本市では用水組合が管理する2か所の取水工が候補地として選定されました。しかしながら、候補地の状況から試算した発電出力が非常に少ないとことから、事業化の検討は行っておりません。

以上、伊藤久恵議員の御質問に対する答弁といたします。

○議長（里雄淳意君） 再質問ございますか。

〔9番議員挙手〕

○議長（里雄淳意君） 伊藤久恵議員。

○9番（伊藤久恵君） 御答弁ありがとうございました。

ただいまの答弁では、市内の水道施設で発電可能な導水管があるにはあって、発電電力を試算された結果、約11.66キロワットの発電しか得られないということから、費用対効果を考える上でも導入は難しいんだということの御見解でした。

そこで質問させていただきますが、その発電量はどのような条件で試算されたものなのかということと、またどの程度の発電量があれば採算が取れるとお考えなのか、そして、そのためにはどのような条件が必要なのか、お伺いします。

○議長（里雄淳意君） 答弁を求めます。

田中幸広上下水道課長。

○都市建設部上下水道課長（田中幸広君） お答えいたします。

発電出力につきましては、落差と流量によって試算が可能であります。先ほどの答弁の場所におきましては、落差が約100メートル、導水管の流量は毎時50立方メートルであります。

採算につきましては、この場所で発電機を設置した場合には約20キロワット以上の発電が必要と試算しており、この場合には毎時250立方メートルの流量が必要となります。以上です。

○議長（里雄淳意君） 再質問ございますか。

〔9番議員挙手〕

○議長（里雄淳意君） 伊藤久恵議員。

○9番（伊藤久恵君） ありがとうございました。

水の量が少ないとことですよね。発電が可能な場所として、南濃地区では配水池が山の中腹にあって、高低差を利用して御家庭などへ水を配水しているわけです。水圧が強いので途中で水の減圧をしていると水道ビジョンにも書いてあったんですけど、お聞きしているんですけど、減圧しないといけないぐらいの水圧があるのでしたら、その配水池から流

れてくる水道管では発電はできないんでしょうか、お伺いします。

○議長（里雄淳意君） 答弁を求めます。

田中幸広上下水道課長。

○都市建設部上下水道課長（田中幸広君） お答えいたします。

配水池からの配水管は、住宅や事業所への安定した水道水を供給するための管路となっております。水の流量につきましては需要に応じて変動しておることから、小水力発電に必要な安定した流量を得ることができず、設置は難しいものと考えております。以上でございます。

○議長（里雄淳意君） 再質問ございますか。

〔9番議員挙手〕

○議長（里雄淳意君） 伊藤久恵議員。

○9番（伊藤久恵君） そうなんですね。

発電設備の会社ってたくさんあると思うんですけど、最近では水道事業者の所有するその水道施設において、発電事業者が発電設備の設置から運用まで全て責任を担って、水道事業者は場所を貸すだけという、そういった場所貸しスキームを活用した小水力発電設備の導入事例もほかにはあるようなんですねけれど、この場所を貸しスキーム、このプランですね、この活用によって、初期投資をかけなくても賃料と売電収入の一部を得ることができるというのもなんですねけれど、このような導入スキームについての調査とかはしておられますでしょうか、お伺いします。

○議長（里雄淳意君） 答弁を求めます。

田中幸広上下水道課長。

○都市建設部上下水道課長（田中幸広君） お答えいたします。

今回の質問を受けまして、小水力発電事業を展開される事業者に事業内容の確認をさせていただいております。その事業者においても、設置、管理、運用は事業者が行い、売店の収益は配分しているとのことでありました。しかしながら、その事業者におきまして、今回のこの場所の流量と落差を伝えたところ、やはり発電量が少ないとから採算が合わずに、設置は難しいのではないかという回答を得ております。以上でございます。

○議長（里雄淳意君） 再質問ございますか。

〔9番議員挙手〕

○議長（里雄淳意君） 伊藤久恵議員。

○9番（伊藤久恵君） 事業者まで御確認いただいたということですね、ありがとうございました。

私も8月終わり頃に、その現地を見させていただきましたけれど、一年中水がかかるこ

がない谷だと聞いておりますし、素人の目で見ると、ずっと雨が降っていなかった割には水量もあるように思えました。結局、小水力発電の導入に当たって必要なことって何かといいますと、まず初期投資に幾らかかるのかということと、それから発電量による収入の検証、維持管理費もかかりますし、それから発電機の設置スペースがあるかなどの技術的条件も満たす必要がある。これらを検討した上で採算性が確保できるか調査する必要があると。さらに水道管路を使っての発電となると、生活用水、飲料水を安全に供給するという重要な施設でありますので、発電設備を設置する際は、供給に影響がないかということはもちろん最優先なんだということがお話を聞いている中で、結構ハードルが高いなと思うんですけど、そういうことが理解できました。ありがとうございました。

現在のところ、費用対効果の面から設置には至っていないとのことですけれど、再生可能エネルギーの活用はこれからとても重要になってくると思うんです。将来、小水力発電機の性能が向上して、毎時250立方メートルから、今のところ50立方メートルしかないんですけど、その50立方メートル程度の少ない流量であっても採算が取れるくらいの発電が可能になった場合には、設置をお願いしたいなとまた考えておりますけれども、よろしくお願ひいたします。

私は、なぜこの質問に至ったかといいますと、今後人口減少とか過疎化の中で、また水道施設の設備なんかもこれから更新に入りますよね。そうしたときに水道事業にかかる経費等も必ず増えてきますし、そういうのが予想される中で、水道料金の値上げに直結してくるんじゃないかなと思いまして、水道管路なんかによる小水力発電の導入なんかについても考えてみたらどうなのかなということを思ったんですけども、水量が少ないということですね、南濃地区でも難しいんだなということは理解できました。ありがとうございました。

続いて、次に3点目の質問に対する答弁ですけれども、こちらは農業用水路やため池など、平成23年度から平成24年度にかけて小水力発電の可能性について調査を行った結果、本市でも2か所の候補地があったと言われたんですけど、ぜひ実用化に向けた検討を進めてほしいなと思ったんですが、先ほどの答弁では事業化の検討まではいっていないということで、とても残念なことなんですけれども、岐阜県は全国的に見ても森林や河川が多くて、小水力発電のポテンシャル量はほかの県と比べると高い評価が得られていると思うんです。

ちょっとここで質問なんですけど、先ほど御答弁の中で、小水力発電の実施の可能性がある地域が岐阜県内で160か所もあったということなんですねけれど、現在県内における行政等による小水力発電の導入状況はどういうふうになっているのか分かりますでしょうか、お伺いします。

○議長（里雄淳意君） 答弁を求めます。

高木英雄生活・環境課長。

○市民生活部生活・環境課長（高木英雄君） お答えいたします。

岐阜県エネルギー・ビジョンによりますと、行政などによる小水力発電の導入状況としましては、県営ダムによる小水力発電が3か所、うち1か所につきましては現在建設中とのことです。そのほか国の直営事業、直轄事業や国・県の補助事業などによって施工されました農業用水等を活用した小水力発電設備が県内に19か所導入されております。以上でございます。

○議長（里雄淳意君） 再質問ございますか。

[9番議員挙手]

○議長（里雄淳意君） 伊藤久恵議員。

○9番（伊藤久恵君） ありがとうございました。

候補地の数の割合も160か所もあったんですけど、その割に事業化されている箇所が少ないようにも感じます。19か所で導入されているのは、やはり様々な条件や課題なんかがあつて先に進むことができないところもあるのかなということを感じております。

そこで質問なんんですけど、実際に、この農業用水などを活用した小水力発電が今19か所あると聞いたんですけど、この西濃地域にでもございますでしょうか、お伺いします。

○議長（里雄淳意君） 答弁を求めます。

高木英雄生活・環境課長。

○市民生活部生活・環境課長（高木英雄君） お答えいたします。

西濃地域のほうでは、揖斐川町に国営事業で行いました西濃用水土地改良区連合が管理してみえます2つの発電所を含めまして計6か所の発電所がありますほか、あと池田町に宮地清流発電所もございまして、合計で7か所ございます。以上でございます。

[9番議員挙手]

○議長（里雄淳意君） 伊藤久恵議員。

○9番（伊藤久恵君） 一般的に山間部というか飛騨地方とか、東濃地方に集中しているのかなと思っていたんですけど、西濃地域にも7か所の小水力発電設備が導入されているということを聞いて、何か身近に感じますし、できれば本市でもなあという気がいたしております。

どうしてこんなに小水力発電をと言うのかというと、前にある冊子を読みまして、エネルギー自給率230%を実現と、岐阜県の奇跡の村という郡上市の石徹白地区が紹介されていたんですけども、それを読んですごく感動いたしまして、この地区は人口約220人の小さな村なんんですけど、小水力発電のユニークな取組が日本中から注目されておりまして、石徹白地区は標高700メートルにある自然豊かな場所で、白山連峰から流れる川の水を利用して小水力発電を行って、集落全体の電気使用量の倍以上の電力を発電していると。最も多く発電している発電機は石徹白番場清流発電所と呼ばれて、これは2016年6月に2億円以上をかけて建設されたんです。この発電機だけで約130世帯分の電力が賄うことができるんですが、

この発電所というのは、市とか町が設置する発電所とは違いまして、集落のほぼ全戸の人たちが出資してつくった石徹白農業用水農業協同組合ですね、そこが主体となって運営しているんです。総工費の2億円というのは、この農協の理事が保証人になって銀行から融資を受けた6,000万と補助金で賄っています。発電した電気を売電することで毎年約2,400万を得て、その一部の収益を返却に充てているという形ですね。その他の収益は街路灯であるとか公民館の電気、荒れた田畠の再生など、全て地域のために使われています。

こんな奇跡の村なんですけど、アイデアを出された方というのは岐阜にいらっしゃる平野さん御夫婦なんですけれども、いつかは地元の地域のために関わりたいということで、ずっといろいろな団体メンバーと一緒に田んぼやったり、林業を手伝ったりとか、岐阜県の発展に尽力したいという思いでやっておられたんですけど、初め、石徹白地区というのは1,200人ぐらい住んでいたんですけど、人口減少が進んで人口が5分の1になっちゃったんですね。そのうち65歳以上の高齢者が約50%、少子化と過疎が一遍に来たという村なんですけど、これを再生するために石徹白川の豊かな水に目をつけられたということなんです。

そういうのをお聞きして本当に感動しましたし、そういう発電機を農業用水路に造ることによっていろんな観光で人が集まったりとか、今は220人のうち50人が移住者家族となっているということで移住者も増えているんですね。だから、そういうのを読んだときすごく力をいただきまして、本市でも何とかならないかと思ったのが最初でございまして、こうやって小水力発電の優れている点というのは、自然が持つエネルギーをそのまま生かせることで、大きなダムの建設は必要ないんですよね、水の流れをうまく利用して発電できるところにあるわけで、実際に奥飛騨温泉郷の温泉街では、同じような小水力発電が利用されております。推定4,000万円ぐらいの売電収入を得られているということなんです。

どこまで語っても本市において、じゃあどうなのかということはあると思うんですけれど、これからこのエネルギーとして、なぜここまで思うかというと、日本は降水量も多くて水も豊かな国なんですけれども、南濃地域には山地も多くて高低差もあるため、この天然の資源を、やっぱり水が流れているのを見ると、ああ、何か使えないかなという、もったいないなというふうにいつも思ってしまうんですけど、水力発電なんかによって地域の連帯感なんかも増していくんじゃないかなということで提案させていただきました。

最後ですけど、私はなぜこれほど小水力発電にこだわるかというと、今、本市の自然が太陽光パネルでパネル化していくことで、とても憂慮しています。憂いを感じています。もちろん熱海市のような土砂災害とか、中には古くなってきたパネルによって山火事などの危険性もあるよとお聞きしておりますし、同じ再生可能エネルギーを使うのであれば、太陽光発電よりももっと自然を生かした小水力発電が広まるといいなということを思っております。

6月の北村議員の一般質問において、山の農地転用の件数ですけど、再エネ発電設備の用地として、初め、令和3年6件、令和4年4件、令和5年は22件、令和6年45件、これだけパネル化していっているんです。これはもっと増えてくるんじやないかと思うと、もう山の斜面とか農地がどんどんパネル化していくということも考えられますので、同じ再生エネルギーなら小水力はどうなのかなということを思って質問させていただきました。今回あまりにもノーのお返事が多かったので、ちょっとショックでございますけれども、しかしあげずには小水力発電に取り組んでいきたいなと思っております。

以上で質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（里雄淳意君） これで伊藤久恵議員の質問を終わります。

---

◇ 近澤 美佳子 君

○議長（里雄淳意君） 続きまして、1番 近澤美佳子議員の質問を許可します。

近澤美佳子議員。

〔1番 近澤美佳子君 質問席へ〕

○1番（近澤美佳子君） 議長のお許しをいただきましたので、質問させていただきます。よろしくお願ひします。

まず1つ目ですが、切れ目ない子育て支援としてのおむつお届け便の導入についてです。質問相手は市長です。

本市では、子育て世代に選ばれるまちづくりを政策目標として、かいづこハピハビ給付金や認定こども園の利用料無償など、妊娠期から子育て期にわたって様々な子育て支援策が講じられており、子育て世代の安全・安心な暮らしのために御尽力いただいていることにまず感謝申し上げます。

さて、近年、多くの自治体でおむつ定期便やおむつお届け便といった紙おむつを自宅に定期的に配送するサービスを導入する動きが広がっています。これは、特に乳児を抱える御家庭において、経済的、身体的、心理的な負担を軽減することを目的としている支援策で、平成28年に東近江市がスタートしたものです。生協コープしがに委託し、1歳未満の子がいる世帯に毎月1,500円相当の育児用品を届けるという内容でした。

その後、このおむつ定期便を有名にしたのは兵庫県明石市です。明石市では、毎月1回の紙おむつやミルクなどの赤ちゃん用品の無料宅配のほかに、育児経験のある女性が見守り支援員として訪問し、育児の不安や悩みを聞き、必要に応じて市の育児サービスを紹介してくれるそうです。その後、石川県小松市、宮城県富谷市、福岡市、令和7年7月31日には揖斐川町にも、お届けする内容や回数など、独自のアレンジを加えて導入する事例が増えてきました。

育児の初期段階は外出が困難なことが非常に多く、特に核家族の環境などサポートを受けにくい状況下では、買物に行くなどのちょっとした支援が大きな安心感につながることがあります。また、子育て中の母親は身体的にも精神的にも負担が大きく、社会から孤立していると感じる人も少なくありません。

支援制度導入当時の明石市長は、自身のＳＮＳの投稿で、おむつ宅配には玄関のチェーンロックを開けてもらって、中に入って子どもを確認するという狙いもあると説明をされました。

このような中で、おむつお届け便は単なる物資の提供にとどまらず、子育てに寄り添っていきますという市からのメッセージとなり、子育てへの前向きな気持ちを後押しする効果も期待できるものと考えます。

そこでお尋ねします。

1. 本市の子育て支援施策の中で、乳児期の御家庭における具体的な支援内容について教えていただけますか。
2. 全国的に導入が進んでいるおむつお届け便について、市として導入の可能性をどのようにお考えでしょうか。お願ひいたします。

○議長（里雄淳意君）　近澤美佳子の質問に対する答弁を求めます。

安立文浩健康福祉部長。

○健康福祉部長（安立文浩君）　近澤美佳子議員の乳児期の子育て支援についての御質問にお答えします。

この質問につきましては、担当部長の私からお答えをいたします。

1点目の本市の乳児期における子育て支援につきまして、乳児期は、心身の発達や親子関係の形成において極めて重要な時期であり、保護者が安心して子育てできる環境づくりが必要であります。本市では、この時期における保護者の経済的負担や精神的負担を軽減する市独自の取組を積極的に進めております。

具体的には、経済的支援として、令和5年度から出生児1人当たり10万円を給付する「かいづっこハピハピ給付金」を創設し、翌年度には20万円に拡充しております。また、令和3年度に「産婦健康診査」への助成を開始し、令和6年度からは1か月児健診への助成も始めております。

精神的支援では、令和4年度から全ての乳児家庭への訪問事業を実施し、保健師や助産師による健康確認や育児相談を行うとともに、長期支援が必要な家庭には継続的な訪問や電話相談を実施しているところです。

令和5年度からは、医療機関で宿泊し、産後の心身ケアや育児サポートを受けることができる「産後ケア事業」を開始しております。また、市内認定こども園での一時預かりを無料

で利用できる「子育てエンジョイクーポン」の配付により、保護者がリフレッシュできる環境を提供しているところです。

また、令和6年度には、安心して過ごせる親子の居場所をコンセプトとしたこども未来館ZuTToをオープンし、子育て中の親子が気軽に集い、相互交流できる場を提供するとともに、子育てに関する不安や悩みを気軽に相談できる機会を提供しております。

さらに今年度は、子育て家庭の利便性の向上を図るため、子育てに関する情報を受け取ることができる子育て支援アプリ「かいづっこナビ」を導入したところです。加えて、保護者の就労要件等を問わず柔軟に利用できるこども誰でも通園制度の来年度からの実施に向けて、準備を進めているところです。引き続き子育て家庭の負担を軽減するため、妊娠期から子育て期まで切れ目のない支援を充実してまいります。

2点目のおむつお届け便の導入につきまして、全国的におむつなどの子育て用品の配付を通じた子育て家庭への支援が始まっています。県内においても恵那市や揖斐川町で実施されています。これらの自治体では、おむつの配付時に子育て経験のある支援員が乳児家庭を訪問することで、保護者の困り事への対応や必要に応じて関係機関につなぐ支援が行われております。

本市においては、保健師や助産師、母子保健推進員などによる全ての家庭への訪問を通じて育児支援を行っているところです。これに議員仰せの子育て用品のお届け訪問を加え、育児相談の機会を増やすことで保護者の精神的負担が軽減するなど、さらなる育児支援につながるものと考えております。そのため、子育て用品の配付の先行事例を参考に、来年度からの実施に向け検討してまいります。

今後も子育て世代に選ばれるまちづくりを目指し、子育て世代が安心して子どもを産み育てる喜びを感じられるよう育児支援を充実させてまいります。

以上、近澤美佳子議員の御質問に対する答弁といたします。

○議長（里雄淳意君） 再質問ございますか。

〔1番議員挙手〕

○議長（里雄淳意君） 近澤美佳子議員。

○1番（近澤美佳子君） 御答弁ありがとうございました。

議員となりまして初めていただいたこの御答弁が、とても私に理想的なものであったということが本当にありがたく、今とても気持ちが高揚しておる状態ですが、まず現在、本市では、乳児期における子育て支援となる取組が、経済面、そして精神面に対しても、実に様々な形で行われていることが改めてとてもすばらしいなと感じさせていただいております。

私が子育てをしていた20年以上前になりますが、そのときを思えば本当に羨ましく感じるものだなと思います。これらのたくさんの支援がこれからも引き続き長く長く子育て家庭に

お届けすることができますよう、現場の職員の皆さん含め、どうか今後ともよろしくお願ひいたします。

さて、今回御提案させていただきましたおむつお届け便の事業について、来年度からの実施に向けて検討をしていくというような力強い御答弁をいただきました。ありがとうございます。子育て世代に選ばれるまちづくりを掲げられている市長の本気度がうかがえたという内容だったのではないかと思います。具体的な内容は他市町の事例を参考にしながら、これから検討していただけるということでしたので、少し私のほうからお話もさせていただき、支援内容につなげていただけたらなと思います。

このおむつお届け便の支援事業には、私の中では大きく2つの目的があると思っています。経済的負担の軽減とさりげない見守りになります。

1つ目の目的の経済的負担の軽減というのは、もう皆さん御承知のとおり、子育てというのは本当にたくさんのお金が必要となってきます。おむつ一つ上げさせていただいても、乳児期、新生児になりますと2時間に1度はおむつの交換が行われ、1日に最低でも12枚のおむつ、そして1か月おむつかかる費用といたしましては、ざっと8,000円を超えるような金額になってくると思われます。これは、現在行っているかいづっこハピハピ給付金に加えて、さらに経済的支援につながっていくのではないかと思います。

それと、2つ目の目的であるさりげない見守りなんですけれども、0歳児を見守る、その過程を見守る必要性について、これもまた近年なんですけれども、ようやく周知されてきたなと思うところが、産後の母親というのは心身ともに多大なるストレスを抱えているという状況の上、社会的にも孤立してしまってリスクが高くなるということです。親としての責任感がのしかかり、ちゃんと育てていけるのかというのがとても不安だらけの毎日で、特に初めての育児の場合は相当なプレッシャーになると考えられます。その上、育児を通じたコミュニティがまだないため家に閉じ籠もりがちになってしまい、孤独や孤立を感じるということが多くなってきてしまします。そんな状況の中で、産後鬱というのが現在10人に1人はなると言われており、親の自殺や虐待などの深刻なケースへとつながってしまうということもあるようです。そこで、月に1回の育児用品の配達という名目で産後の家庭にお邪魔をして、育児の悩み事や健康状態などを聞いたりしながら関係性を築いていき、その中で深刻な問題の早期発見をし、次の支援につなげていくことがよりしやすくなるのではと考えております。

また、この事業を通じて、市が行っている子育て支援に関する情報を提供していく機会にするということはできないでしょうか。その御家庭に合ったタイミングで支援やサービスを届けられたら、その利用しやすさというのもぐっと上がってくるのではないかと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（里雄淳意君） 答弁を求めます。

安立文浩健康福祉部長。

○健康福祉部長（安立文浩君） お答えいたします。

議員仰せのとおり、子育て用品を配付する取組を通じまして、子育て家庭の保護者に対して例えれば支援ですかサービスなど、子育て支援に関する様々な情報をお届けしていくことは有効な手段だと考えておりまして、本市としても取り組んでいきたいと考えております。

子育て支援に関する情報としましては、先ほど申し上げましたこども未来館ZüTToですか、子育て支援センターなどの子育て支援施設のイベントやチラシなど、タイムリーな情報を考えておりまして、議員仰せのさりげない見守りの中で、そういうふうな情報を届けていければと考えておりますのでよろしくお願ひいたします。以上でございます。

○議長（里雄淳意君） 再質問ございますか。

〔1番議員挙手〕

○議長（里雄淳意君） 近澤美佳子議員。

○1番（近澤美佳子君） ありがとうございます。

特に、0歳児のお母さんは育児に追われる日々が続くことで、市からのサービスといったいろいろな情報を自分から集めていくというのが、時間とか気持ちも余裕がなかつたりという場合もあると思います。あと健診や予防接種などのスケジュール管理というのも不慣れなため、難しく感じてしまうこともあると思います。その辺りのカバーをこの事業も活用していただくことで、カバーにつなげていくことができるのではないかと期待をしております。ということで、私といたしましては、ぜひとも毎月1回の配達での実施の検討をお願いしていきたいと思います。

子育てを頑張っているお母さんは本当に悩みが尽きません。困っていても自治体に直接相談するというのは、人によってはなかなか心理的なハードルが高いこともあります。育児がうまくいかない、できていないんじやないか、それは全部自分の問題なのではないか、でも、そんな悩みがあるけど誰に話していいのか分からぬというように、市に相談する窓口があっても、ちゅうちょしてしまうというケースもあるのではないかと思います。

ある自治体の配達員さんは、お宅にお届けをして顔を合わせ声をかける、毎月行われているからこそ、初めはよそよそしかったお母さんも少しずつ心を開いてくれて、本音が言いやすくなるとおっしゃっています。目的の2つ目、さりげない見守り、さりげないと言ったのはあえてこういう理由です。定期的な訪問によって育児を始めた頃から誰かに見守ってもらっている、困ったときに相談ができるという相手や自治体がちゃんとあるということ、それが潜在意識にあれば、未来に向けても大変重要なことにつながっていくのではないかなと思います。

本市がおむつお届け便を通じて子育て家庭に安心を届け、同時に孤立を防ぎ、問題の早期解決や、そこからの伴走型支援につながられるような支援内容にしていただき、切れ目のない子育て支援がさらに充実していくことを期待しております。

では、2つ目の質問に移らせていただきます。

市内小・中学校における暑さ対策の現状と今後の取組についてです。質問相手は教育長でございます。

近年、夏の気温は全国的に上昇しています。本年に至っては平年よりも早く梅雨が明けた結果、6月末から異常な高温が続き、各地で観測史上最高を記録し、その暑さは9月、10月にかけても収まらず、残暑の長期化が懸念されています。熱中症のリスクが過去最高レベルに高まっているさなか、海津市内の小・中学校でも教室の空調設備は整ってはおりますが、体育館や運動場での活動、通学、行事開催時など、様々な場面で暑さへの対策を行うことが必要であると考えます。

一部の自治体では、ネッククーラー、冷却式首元冷却装置を下校時にも使用できるよう学校に冷凍庫を設置し、児童・生徒が帰宅前にネッククーラーを再冷却できる体制を整えております。県下では美濃加茂市が令和7年6月、約680万円の補正予算を計上し、市立小学校全9校に原則1学級に1台の冷蔵庫を置き、最大で140台をこの夏休み明けから順次導入するそうです。この取組は、効果的に熱中症リスクを軽減する具体策として注目されています。

そこで、本市における市内小・中学校での暑さ対策の現状についてお尋ねいたします。

1. 夏場の授業や登下校時の暑さ対策として、取組内容を教えてください、特に、小学校低学年への配慮はどのようにになっていますか。

2. 下校時にも冷却したネッククーラーを使用可能とするため、学校に冷凍庫を設置する可能性についてどのように考えておられますか。お願いします。

○議長（里雄淳意君） 近澤美佳子議員の質問に対する答弁を求めます。

服部公彦教育長。

〔教育長 服部公彦君 登壇〕

○教育長（服部公彦君） 近澤美佳子議員の小・中学校の暑さ対策についての御質問にお答えします。

1点目の夏場の授業や登下校時の暑さ対策の取組につきまして、まず学校での活動においては、市内全ての小・中学校で、休み時間前、体育・スポーツ活動時、学校行事の折に暑さ指数を測定し、環境省が示した目安に基づいてスポーツ活動の中止、活動時間の短縮とともに、15分から20分ごとに水分補給を促す等の対策を行っております。

次に、登下校時においては、登校の際に児童・生徒に十分な量の水分や冷感タオル、日傘等を持たせるよう保護者へお願いするとともに、下校の際には、学校において水筒に水分を

補充するよう児童・生徒に呼びかけるなどの対策を行っております。

また、小学校においては、熱中症警戒アラートが発表されるときには、低学年児童を高学年の下校時刻まで待機させ、一緒に下校させるとともに、下校指導として教師が引率し、下校途中での休憩や水分補給を促しております。さらに、今年度、熱中症警戒アラートが発表されている下校時に、徒歩での通学距離が3キロ以上の低学年児童を対象としてスクールバスを試験的に運行しており、これまでに2回運行をしております。そのほかにも熱中症予防のための体調管理として、睡眠や朝食をしっかり取るよう児童・生徒に働きかけを行うなど、学校生活の様々な場面で熱中症予防の取組を行っております。

また、年度当初や暑くなり始めた頃に市内全ての小・中学校において、全職員を対象に熱中症の応急処置に係る研修を行い、どの職員でも迅速かつ適切な救護活動が行えるようにしております。加えて、各校の教頭が毎年県教育委員会が主催する学校安全講習会に参加し、熱中症だけではなく交通安全や犯罪、各種災害に対する危機管理についての新たな知識を得るとともに、その内容を全職員に伝達することにより、学校全体の危機管理意識を高めるようしております。

2点目の冷凍庫の設置につきましては、先ほど述べましたように、本市においては登下校時に冷感タオルや日傘などの使用を推奨しているところであり、今後もこれらの熱中症対策を確実に行うことで、児童・生徒の熱中症予防に努めてまいりたいと考えております。その上で、冷凍庫の設置につきましては先行自治体の事例を踏まえ、今後検討を進めてまいります。

以上、近澤美佳子議員の御質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（里雄淳意君） 再質問ござりますか。

〔1番議員挙手〕

○議長（里雄淳意君） 近澤美佳子議員。

○1番（近澤美佳子君） 御答弁ありがとうございました。

小・中学校での暑さ対策では、小まめな水分補給の呼びかけや暑さ指数によってスポーツ活動の時間の短縮ですか、下校時間を変更して高学年の子と一緒に帰るというような、そのときそのときに応じた適切な対応をしていただいていることが分かりました。今年、市内の小・中学校で熱中症になったという児童・生徒がいないということもお聞きしております、学校と御家庭がうまく連携して協力し合っていただいているたまものだと感じました。ありがとうございます。

冷凍庫の設置に向けてなんですか、先行事例といたしまして少し紹介させていただきたいのですが、愛知県蟹江町なんですか、2024年6月から町内の2つの小学校で試験的に設置され、今年は全ての小学校で冷凍庫を導入されているということなんですが、そ

の中のある小学校では各教室に冷凍庫を設置し、ネッククーラーは袋に入った、ジップロックみたいな袋に名前を書いて、その中にネッククーラーを入れて冷凍庫に入れ、それで紛失ですとか取り間違いの可能性を防いでいくということとともに、使用後水で洗って袋に入れてということで、衛生的にも管理確保できるように取り組んでいらっしゃるようです。

あと、児童が勝手に開けないよう、必ず教師や担当職員が出し入れを管理して、冷凍庫の事故とか誤使用などを防止しているそうです。あと、夏休みなど長期不使用のときは電源を切って内部を清掃し、乾燥させて冷凍庫の衛生確保も行っているということです。このようなルールを設定されて、今のところ各小学校、保護者の方、そして児童・生徒からも高評価ということで私はお聞きしているところです。もちろん全児童がネッククーラーを使うという必要もないですし、冷感タオルを使用するというのももちろんいいと思います。

ちなみになんですけれども、冷感タオルは冷たさの持続時間が約30分と言われていて、ここまで暑くなる日中ですと、その時間もどんどん短くなっていくということも言われています。あとネッククーラーについては一、二時間冷たさが保たれるということで、2キロぐらい歩いて帰るお子さんもいると思うんですけれども、大体1時間ぐらいは冷たいまま帰れるのではないかなと思っております。

こうした事例を参考にしていただいて、本市でも各教室に置かなくても、もしくはモデル校というものをつくっていただいて、そこからの検討でもいいのかなと思います。また、ほかの対策もいろいろと各市町村で行われているようなので、この暑さに対してもう我慢我慢が多い子どもたちが、何か喜ぶような対策というものを取り入れていただくことで、暑さに向けての子どもたちのモチベーションも上がってくるのではないかなと思っております。

あと、登下校時の暑さ対策とともに、関心度が高いものとして体育館での暑さ対策もあると思います。災害時の避難所として使用される位置づけの体育館、防災機能強化の視点からも冷房設備の必要性が高まるところだと思われます。市内小・中学校の体育館の冷房設備設置に向けた現状を改めて教えてください。お願いいいたします。

○議長（里雄淳意君） 答弁を求める。

後藤政樹教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（後藤政樹君） お答えさせていただきます。

災害時に避難所となります小・中学校の体育館に関しましては、令和7年度からの4年計画によりまして、体育館に空調設備を整備してまいります。1期目としまして、令和7年度から令和8年度にかけまして、海津小学校、今尾小学校、城山小学校、第2期目としまして、令和8年度から令和9年度にかけまして、海西小学校、石津小学校、下多度小学校、第3期目としまして、令和9年度から10年度にかけまして、中学校3校という計画で空調設備を整備してまいります。以上でございます。

○議長（里雄淳意君） 再質問ございますか。

〔1番議員挙手〕

○議長（里雄淳意君） 近澤美佳子議員。

○1番（近澤美佳子君） ありがとうございます。

暑さによりスポーツ活動に制限がかかり、なかなか夏場に思い切り体を動かす機会というのが取れない状況でもあると思います。学校ごとに若干の差はあるにせよ、もうすぐその状況が変わっていくかもしれないということで、体育館の冷房設備が整えば喜ばれる方たちも多いのではないかと思います。また、いつ起こってもおかしくない災害対策の一環としても、市内小・中学校の体育館の冷房設備が計画どおり順調に進むことを見守させていただきます。

熱中症なんですけれども、暑くて体調が悪くなって、でも涼しいところにいれば何とか回復して元気になるよというような私、認識だったんですけれども、この夏、自分の息子が熱中症になりました、嘔吐を繰り返し頭痛がなかなか治らずということで救急で病院に行きました。普通に食事を取れるようになるまで2週間ぐらいかかる状態だったんですけれども、このときにある、これもネット記事だったんですけれども、思い出しまして、熱中症の頭の中の状態を例えるのに、卵を持ち出してその方は表現していたんですけれども、生卵はゆで卵になるけど、ゆで卵は生卵に戻らないということなんですね。どういうことかといいますと、脳はたんぱく質で構成されているので、卵と同様で熱で変形をしてしまうと、そして熱中症でダメージを受けてしまった脳は、残念ながら元には戻らないということを表現されたということなんですね、熱中症により神経細胞機能が低下して命に関わったり、命まではいかないにしても歩行困難になってしまったり、パーキンソン病などの症状が出ててしまい、後遺症を残すという場合もございます。体温が急上昇して極度の体調不良に陥るけれども、治療をすれば何とか回復して、ああよかったです、終わりというような病気ではないということを改めて皆さんも、私も含めだったんですけれども、御認識を再度していただきまして、暑さ対策のほうもいま一度アップグレードしながら熱中症を防いでいくために、市、学校、家庭と共に、連携を取りながら取り組んでいただけるようお願いをいたしまして、私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございます。

○議長（里雄淳意君） これで近澤美佳子議員の質問を終わります。

ここで14時30分まで休憩いたします。

（午後2時16分）

---

○議長（里雄淳意君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後2時29分）

---

◇ 北 村 富 男 君

○議長（里雄淳意君） 7番 北村富男議員の質問を許可します。

北村富男議員。

[7番 北村富男君 質問席へ]

○7番（北村富男君） 議長のお許しをいただきましたので、一般質問通告書に従って質問いたします。

要旨1. 企業誘致の取組と今後の戦略について、質問相手は市長です。

1. 企業誘致の取組と今後の戦略について。

令和5年第1回定例会においても質問させていただいた企業誘致の現状と今後の計画について、本市の産業振興、地域活性化の推進において大変重要な事業であると考えることから、前回の質問から2年以上経過した現状とこれまでの取組と成果、今後の計画について質問します。

令和8年度に予定されている東海環状自動車道海津スマートインターチェンジ開通に向けて、海津市都市計画マスターplanでは、その周辺エリアを産業ゾーンとして位置づけ、企業誘致等土地利活用推進本部を設置され様々な開発手法の調査・研究を進めていただいているところであります。

令和5年第1回定例会一般質問において、市長は今後の計画として、スマートインターチェンジ周辺のおよそ2キロメートル圏内におおむね10ヘクタール以上の新たな工業団地を整備するため、ターゲットを絞った効果的な誘致活動を展開するとともに、官民連携による開発手法を検討していくと答弁されました。

また、令和3年度以降、企業誘致に力を入れ、駒野工業団地への大手製造業の立地や新産業の拠点整備、優遇制度の創設など進められています。これらは地域経済の活性化や雇用創出、税収基盤の強化を目的とした重要な取組であり、市として積極的な姿勢を示していただきてきたことは評価するものであります。

しかしながら、市民にとって最も関心が高いのは、企業が来たことで私たちの暮らしはどう変わるのか、市外へ出ていく若者が市内で働く環境は増えるのか、地元企業も恩恵を受けられる仕組みはあるのかなど、生活や地域への直接的な影響に結びつく内容であります。

また、企業誘致の進捗状況や成果について、市民が把握しにくい状況にあります。

今後は、単に企業を呼び込むだけでなく、市民がその恩恵を実感できる形での施策展開が求められます。本市の将来を左右するスマートインターチェンジ周辺の企業誘致は、今まさに戦略の実行段階にあります。市民と共に未来のまちづくりを考え、産業基盤を築くため、これまでの取組と成果を市民と共有し検証しつつ、より具体的で実効性のある施策を講じていくことが求められていると考え、改めて市の見解と今後の方針を伺います。

1. スマートインターチェンジ周辺エリアにおける産業用地の整備状況、企業ニーズの把握とマッチング体制、地元雇用への波及効果、さらに持続可能な地域経済の観点から、企業誘致のこれまでの取組と成果、今後の計画についてお聞かせください。

2. 本市の企業誘致は、第2次総合計画後期基本計画の中でどのような位置づけとなっているのか。また、単なる企業誘致にとどまらず、地域全体の暮らしやコミュニティ形成と一体となったまちづくりの一環と認識されているのか。企業誘致を進める上で、住環境や子育て環境、公共交通などの整備が必要と考えますが、こうした生活環境との連携についてどのように考えているのかお聞かせください。

3. 企業誘致やまちづくりの各種計画が進められていますが、これらは市民の暮らしに直結する重要な施策であると思います。今後、企業が進出してきた場合、地域住民との共存や理解、期待との整合性を図ることが不可欠となります。企業誘致を行政内部だけで考えるのではなく、市民の声を計画段階から取り入れる仕組みが必要ではないかと考えますが、市はどういうに考えているのかお聞かせください。

○議長（里雄淳意君） 北村富男議員の質問に対する答弁を求めます。

横川真澄市長。

〔市長 横川真澄君 登壇〕

○市長（横川真澄君） 北村富男議員の企業誘致についての御質問にお答えをいたします。

1点目のこれまでの取組と今後の計画につきまして、駒野工業団地におきましては、自動車部品メーカー、ジーテクトの中部工場が本年4月より稼働を開始するとともに、12月の操業開始に向けて菓子メーカー、湖池屋の新工場の建設が進められております。

この2社による投資総額は、第1期工事だけで300億円に達するところであり、今後の第2期工事以降の設備投資を含めた将来的な雇用規模は500人に及ぶと見込まれております。これらの雇用の創出と地元企業の需要拡大により、地域経済の活性化や税収の増に大きく寄与するものと期待しております。

この駒野工業団地への進出企業が決定した後も、企業誘致に関するあらゆる相談にワンストップで応じる体制をさらに充実させ、企業の進出が円滑に進むよう支援を続けてまいりました。その結果として、特殊鋼加工メーカー、猛鋼鉄の南濃町太田地内への進出が新たに決定し、令和8年2月の操業開始に向け工場建設が進められております。その投資額は約11億円、25人程度の雇用が計画されており、地域経済への新たな波及効果が期待されるところであります。

また、海津スマートインターチェンジ周辺の産業誘導ゾーンにおいては、令和5年度に南濃町戸田地区を新規工業団地の候補地に選定いたしました。これまでに地権者や地域の皆様との意見交換を行ってきたところ、早期の工場団地の整備に向けた多くの期待の声が寄せら

れております。

このような状況を踏まえ、戸田地区の候補地が工業団地に適しているかを詳細に検討するため、令和6年度から工業団地の整備に当たって重要な要素となる地質と水質の調査を行つてまいりました。その結果、同候補地は駒野工業団地と同様に土壤改良は必要あるものの、工業団地の整備が可能であるとの判断に至ったところであります。

今後は、これらの調査結果を踏まえ、新規工業団地の官民連携による開発に向けた整備方針を策定してまいります。

具体的には、農地規制の解除や道路、水道などのインフラ整備を市が行うとともに、用地買収から造成までを民間事業者が担う形での工業団地の整備を想定しております。

この整備方針の策定後は、速やかに連携パートナーとなる民間事業者を公募し、官民一体となった整備体制を構築することで新規工業団地の実現に向けて取り組んでまいります。

2点目、3点目の企業誘致とまちづくりにつきまして、私は市長就任当初から、地域経済の活性化と雇用の創出を政策目標の一つに掲げております。

本市のまちづくりの方向性を示す第2次総合計画後期基本計画においても、海津スマートインターチェンジ周辺の土地利用や東海環状自動車道の全線開通を見据えた地域経済の活性化を重点施策に掲げ、企業誘致の取組を特に推進してまいりました。その企業誘致は、議員仰せのとおり地域全体の活性化を目指したまちづくりの一環として進めるべきであると認識しており、子育て支援の充実や住環境の整備、公共交通の維持、確保などの幅広い施策と相互に連携させながら、一体的なまちづくりを目指す必要があると考えております。このため、これまで幾度となく市民ワークショップを開催し、企業誘致を含めた市民の皆様のまちづくりに対する具体的な意見や御提案を本市の施策に反映してまいりました。

現在、策定に向けた準備を進めております次期総合計画についても、ワークショップなどを通じて幅広い世代の皆様の多様な御意見を取り入れ、従来の枠組みにとらわれない新たな視点を盛り込んだ計画としたいと考えております。私自身もワークショップなどに積極的に参加し、市民の皆様の声を直接伺いながら、本市を次世代につなげる総合計画の策定に取り組んでまいります。

具体的には、将来を担う若い世代の斬新な発想とアイデアを総合計画に反映させるため、7月に海津明誠高等学校の生徒を対象としたワークショップを実施したところであり、今後も市内中学校の生徒を対象にまちづくりに関するワークショップを開催する予定です。さらに、より多くの市民の声をお聞きするため、「みんなでつくる「生涯繁盛」のまち」をテーマとした市民ワークショップを今月開催いたします。加えて、今後市民アンケートや市民協働団体へのヒアリングなどを通じて様々な御意見、御提案を取りまとめ、次期計画に反映させてまいります。

このように企業誘致を含めた幅広い分野に対する幅広い世代の声を計画段階から取り入れ、次期総合計画に盛り込むことで、全ての世代の市民の誰もが自分らしく生き生きと暮らせる、にぎわいと活力ある海津市を目指してまいります。

以上、北村富男議員の御質問に対する答弁といたします。

○議長（里雄淳意君） 再質問ございますか。

〔7番議員挙手〕

○議長（里雄淳意君） 北村富男議員。

○7番（北村富男君） 御答弁ありがとうございました。

8月30日に東海環状自動車道西回りルートの本巣インターチェンジと大野神戸インターチェンジ間が開通したばかりです。残るのは養老インターチェンジーいなべインターチェンジ間のみとなり、2005年の東回りルート開通から20年、いよいよ全線開通に向けたラストスパートに入りました。

8月31日の岐阜新聞の記事には、工事が進む海津インターチェンジ付近では新たな工業団地の整備が進んでいるとされ、横川市長のコメントも掲載されていました。

また、国土交通省岐阜国道事務所によると、2012年の大垣西インターチェンジー養老ジャンクション間の西回り開通以来、沿線の工業団地は約3倍に増加しており、経済産業省の工業立地調査によると、2024年の県内工場立地件数は、1,000平方メートル以上の用地では全国3位の49件ということです。

沿線自治体では、地域経済の活性化や災害対策、医療体制の強化と企業誘致による新規雇用や税収増などといった幅広い効果への期待が寄せられ、着々と新たなまちづくりの取組が進んでいる地域もあります。このような記事を目にすると、やはり本市の現状と今後の計画、戦略についても関心が持たれるところであります。

そこで、まず初めに東海環状自動車道について、トンネル工事が湧水などで遅れが生じていることは承知しておりますが、全線開通はいつ頃の予定になるのかお聞かせください。

○議長（里雄淳意君） 答弁を求めます。

伊藤隆八都市建設部長。

○都市建設部長（伊藤隆八君） お答えします。

議員仰せのとおり、養老トンネル内において、今相当量の湧水が発生し続けております。その対策工事の追加などで、掘削工事に時間を要しておるところでございます。現時点では、工事完了見込みが見通せない状況となっておりますが、今後、工事の進捗状況を踏まえまして工程の精査を行った上で、開通時期については改めて公表されるということになっております。

○議長（里雄淳意君） 再質問ございますか。

[ 7 番議員挙手 ]

○議長（里雄淳意君） 北村富男議員。

○ 7 番（北村富男君） ありがとうございます。

未定ということですが、私もトンネル工事現場、実際に見てきましたが、大変な作業が続いていると思われます。ぜひ安全に工事が進み、早期開通されることを願います。

前回の質問から 2 年半がたち、本市の企業誘致の取組がその後どうなったのか、気にかかるところであります。

令和 6 年 10 月の全員協議会において、新規工業団地について、候補地の概要説明がありました。それを受け、令和 7 年 1 月、総務産業建設委員会では駒野工業団地 2 社と東海環状自動車道養老トンネルの工事現場、そして海津スマートインターチェンジ周辺工業団地候補地の視察を行いました。

そこで、地域経済の活性化や計画的な土地利用の推進に向けて、今後の課題について考え、また計画の推移についてしっかりと注視していかなければいけないと思うとともに、現状と今後の取組について市民の皆様にも広く知っていただくためにも、まだ計画段階だと思いますが、前回の一般質問の答弁も踏まえて再質問をさせていただきます。

今後、企業誘致を進めるに当たり、これまでの取組により実際に進出した企業から寄せられた本市に対する評価について伺います。本市の魅力と課題、また今後の企業誘致を進めるに当たり、参考になる意見などありましたらお聞かせください。

○議長（里雄淳意君） 答弁を求めます。

菱田登産業経済部次長。

○産業経済部次長（企業誘致担当）（菱田 登君） お答えいたします。

直近の例でいいますと、駒野工業団地、そこに進出した 2 つの企業にお話を伺ったことがあります。

選定した理由としては、魅力と言い換えてよろしいかと思いますが、区画の大きさが希望する面積に近かった。特に、（株）ジーテクトによりますと、2 万坪という大きさが 1 つの区画であるというのは中部地方でもほとんどございませんでしたので、これはとてもいいと評価していただきました。それから、比較的名古屋に近くて、主要な取引先に近いとか、まだ供用開始はされておりませんが、東海環状自動車道のスマートインターチェンジに近いですので、将来的な交通利便性の向上が当然見込まれるといったこととか、ほかにはハザード対策がなされておるというところを高く評価いただきました。堤防よりも 1 メートル地盤が高いので、まず水没する可能性はないというところを評価していただきました。

一方、課題としては、皆様御存じのとおり軟弱地盤であるということとか、国道からのアクセスが若干不便であると。それから、地下水の水質が風評ほどよくなかった点がちょっと

というような評価もいただいております。以上です。

○議長（里雄淳意君） 再質問ございますか。

〔7番議員挙手〕

○議長（里雄淳意君） 北村富男議員。

○7番（北村富男君） ありがとうございます。

高い評価を受けているということで、やはりそんな中でも交通の利便性が上げられておりました。スマートインターチェンジ整備により、さらに需要が期待できると思いますので、今後も企業誘致のPRにしっかりと使っていただきたいと思います。

次に、市内の土地利用を組織横断的に一体となって推進するため、企業誘致等土地利活用推進本部を設置され課題を検討されてきたと思いますが、これまで検討された課題と内容についてお聞かせください。

○議長（里雄淳意君） 答弁を求める。

菱田登産業経済部次長。

○産業経済部次長（企業誘致担当）（菱田 登君） お答えいたします。

土地利活用推進本部会議、令和4年度に立ち上がりまして、庁舎内の各部署を横断する形で様々な検討をしてまいりました。主には、廃校跡地をはじめとする市有地の取扱いとか、新規工業団地の在り方について議論、検討してまいりました。

新規団地の件でいいますと、令和4年度の時点では幾つか課題がございまして、3つほどございます。まず1つ目、都市計画マスタープランで定められた産業誘導ゾーンというものがありまして、その中でどの辺りを優先候補地にするのかということがございました。2つ目に、農地の規制をどのように解除するのか。それから3つ目といたしまして、どのような整備手法で進めるのかといった課題がございました。

令和4年度から令和5年度にかけて、3回ほど会議を重ねまして、おおむねの方針、決まりました。まず優先候補地としては、南濃町戸田地区を選定することとしました。面積はおよそ39ヘクタールと大変広いものになりました。

次に、農地の規制解除の方法につきましては、農村産業法という法律に基づく実施計画、産業導入実施計画によることとしました。これは昔、旧平田町が積極的に工業団地を整備したときの手法と同様の方法になります。また、整備手法に関しましては、官民連携方式といたしました。土地の開発、造成、それから公共インフラの整備、これを民間と行政が役割分担をして負担し合うという方法でございます。

それらを統括する形で、令和6年度、候補地を戸田地区に絞り込んだ旨を議会の皆様に御説明するに至りました。以上です。

○議長（里雄淳意君） 再質問ございますか。

[ 7 番議員挙手 ]

○議長（里雄淳意君） 北村富男議員。

○ 7 番（北村富男君） ありがとうございます。

ターゲットや P R について、もう一步踏み込んだ内容が検討されていると私は想像していましたが、今後、課題解決に向けてしっかりと取り組んでいただきたいと思っております。

ここまで、実際に進出された企業からの課題、本市としての検討されてきた課題についてお聞きしましたが、企業ニーズについても当然考えなくてはなりません。

そこで、新たに企業ニーズを把握するためのアンケートやヒアリングは行われたのか。行われたのであれば、その内容、結果についてお聞かせください。

○議長（里雄淳意君） 答弁を求めます。

菱田登産業経済部次長。

○産業経済部次長（企業誘致担当）（菱田 登君） お答えいたします。

企業アンケートとかヒアリングというのは、令和 4 年度に実施しております。これは海津スマートインターチェンジの周辺に駒野工業団地に取って代わる新しい工業団地、果たして整備する必要があるのかどうか判断するために、岐阜とか愛知の企業の皆様に対してアンケート、ヒアリングを行いました。

アンケートにつきましては、100 件ほど送りまして 18 件の回答を得ました。そのうちの約 8 割が、海津スマートインターチェンジ周辺を良好な立地環境と評価していただきました。また、そのうちの約 4 割が、条件によっては整備を検討したいという趣旨の回答をいただいているります。

また、実地ヒアリングにつきましては 29 社ございまして、これは開発整備方針についての広範な知識を取り入れるという趣旨もございましたので、デベロッパーさん、それからゼネコンさんが非常に多かったわけなんですが、約 5 割が、これまでの経験からしてもスマートインターチェンジの周辺はとても魅力的である。広い土地であればあるほど贅沢な使い方ができるよと思うという意見をいただいております。以上です。

○議長（里雄淳意君） 再質問ございますか。

[ 7 番議員挙手 ]

○議長（里雄淳意君） 北村富男議員。

○ 7 番（北村富男君） ありがとうございます。

やはり課題の解決に向けた取組と今後、企業に選ばれるためには何が必要かを十分に検討して計画を進めなければいけないと考えます。

本市においては、進出を検討する企業が安心して手続を進められるように、様々な相談に

ワンストップで応じられる体制として企業誘致推進室、現在の商工振興・企業誘致課が設置されておりますが、これまでに問合せ、相談等、どのような内容のものがどれぐらいあったのか、その内容をお聞かせください。

○議長（里雄淳意君） 答弁を求めます。

菱田登産業経済部次長。

○産業経済部次長（企業誘致担当）（菱田 登君） お答えいたします。

市外から、または市内の企業の皆様から、進出用地とか拡張用地の照会というのは毎年一定以上件数がございます。

戸田候補地につきましては、まだ事業連携パートナーの募集をしておりませんので、現時点で明確なお問合せというのはありませんけれども、東海環状自動車道の全線開通によりまして、取引先との距離が縮まるとか、あるいは取引が拡大するといった期待の声はよく耳にします。

そうした背景の下、ゼネコン数社とスマートインターチェンジ周辺における開発の可能性を検討するため意見交換会といったものを開催したことは幾度かあります。そこでは、開発の経験が豊かな民間企業の感覚を学ぶこともできました。

例えば、インフラ整備の在り方とか、軟弱地盤の対処の仕方とか、事業スケジュールの立て方とか、地権者の皆様に対するアプローチの仕方とかといったことについて話し合いました。以上です。

○議長（里雄淳意君） 再質問ございますか。

[7番議員挙手]

○議長（里雄淳意君） 北村富男議員。

○7番（北村富男君） ありがとうございました。

ということは、今のゼネコンとお話というか、相談ですか、それは。もう何か進んでいるということでしょうか。

○議長（里雄淳意君） 答弁を求めます。

菱田登産業経済部次長。

○産業経済部次長（企業誘致担当）（菱田 登君） お答えいたします。

候補地としての戸田地区を対象に具体的にというわけではなくて、スマートインターチェンジができるという計画を皆さん耳にされた段階で、何か計画はありますかという問合せはもう数年前からございますので、具体的にはないけれども、もしここにそういう計画が具体的にできたらどのようなことを気をつけたらいいのか、むしろプロの皆様からのお話が聞きたいとこちらから申し出ると皆様喜んで教えていただけますので、実際にインターの周辺とかと一緒に歩いたりとか、そういったことがあったという意味でございます。以上です。

[ 7 番議員挙手 ]

○議長（里雄淳意君） 北村富男議員。

○ 7 番（北村富男君） はい、分かりました。

いろんな企業の技術の把握、課題と整理、問合せ、相談内容を踏まえて次につながる取組をお願いいたします。

次に、新規工業団地についてですが、海津スマートインターチェンジ周辺ですね、およそ2キロメートル圏内におおむね10ヘクタール以上の新たな工業団地を整備されるとされました。

その後、令和6年度10月に、新規工業団地候補地の概要として示された南濃町戸田地区約39.5ヘクタールについてですが、どのような経緯でこの広さになったのか、そのほかにも候補地があったのか、お聞かせください。

○議長（里雄淳意君） 答弁を求める。

菱田登産業経済部次長。

○産業経済部次長（企業誘致担当）（菱田 登君） お答えいたします。

当初の議論、検討の段階では、候補地はスマートインターチェンジの周辺の農地、すなわち都市計画マスターplanに定められた産業誘導ゾーンの中に数か所ございました。これが土地利活用推進本部会議で検討するうちに淘汰され、絞り込まれていきました。

形状とか面積、周辺の道路や水道といったインフラの状況、あるいは活断層、あるいは地盤の高さ、そして地元の営農組合の皆様の御意向と地元の皆様の雰囲気など、ありとあらゆることを総合的に考慮いたしまして、最終的に戸田地区を優先候補として選定した次第です。

面積が10ヘクタールから40ヘクタールになった理由をということなんですが、この疑問はこれまでの説明不足、若干関係しておると思いますので、くどいようですが改めて説明させていただきます。

本市が表明している10ヘクタールというのは、最低10ヘクタール以上という意味でありまして、これは前例である駒野工業団地の面積が既に10ヘクタールを超えていたということ、あるいは10ヘクタール以上ないと、かなり大きな規模でないと岐阜県土地開発公社に関心を持っていただけないという事情がありました。さらに、地域住民や地権者の皆様から、農地を産業用地にしたいなら、むしろ戸田地区の隅々まで網羅してほしいという強い意向もございましたので、それも用地が大きくなつた一因だと考えております。以上です。

○議長（里雄淳意君） 再質問ございますか。

[ 7 番議員挙手 ]

○議長（里雄淳意君） 北村富男議員。

○ 7 番（北村富男君） ありがとうございます。

今の御説明でいきますと、地域や地権者の方が多く賛同いただけたということで40ヘクタールまで広がったという認識でよろしいでしょうか。

○議長（里雄淳意君） 答弁を求めます。

菱田登産業経済部次長。

○産業経済部次長（企業誘致担当）（菱田 登君） お答えいたします。

そのような認識でよろしいかと思います。

〔7番議員挙手〕

○議長（里雄淳意君） 北村富男議員。

○7番（北村富男君） ありがとうございます。

ちなみに、例えば40ヘクタール以上欲しい企業が来るということがあれば、さらに広がる可能性もあるんでしょうか。

○議長（里雄淳意君） 菱田登産業経済部次長。

○産業経済部次長（企業誘致担当）（菱田 登君） お答えいたします。

これは技術的な話になりますので少々分かりにくいかもしれませんけれども、面積が完全に40ヘクタールを超えると、環境アセスメント調査という物すごいボリュームのある調査をやらなければならなくなりますので、ちょうど40ヘクタールの手前辺りが非常によろしい数字なんですけれども、仮に大きな企業、非常に優良な企業からの申出がありましたら、そのような可能性も含めて官民連携の協議の中で決めて、どうしても必要と判断すれば拡張を地元に申し出ることもあり得るかなと思います。以上です。

〔7番議員挙手〕

○議長（里雄淳意君） 北村富男議員。

○7番（北村富男君） ありがとうございました。よく分かりました。

その新規工業団地候補地の中には未相続な土地があるということですが、どれぐらいあるのか、またその解消方法について、どのように考えているのかお聞かせください。

○議長（里雄淳意君） 答弁を求めます。

菱田登産業経済部次長。

○産業経済部次長（企業誘致担当）（菱田 登君） お答えいたします。

戸田候補地の中には公共の水路が縦横に整備されておりまして、その敷地の登記に注目しますと、かなりの割合の土地が未相続の民有地になっていることが分かりました。亡くなられた方の名義ということでございます。これは昭和39年の耕地整理に伴う換地処分で生じたものでして、箇所としては約50筆、面積は合計で1.9ヘクタールほどになります。

適切な登記までこぎ着けるためには、どういった方法が一番よいのか、現在既に法務局にも相談をしつつ調査・研究しているところであります。以上です。

[ 7 番議員挙手 ]

○議長（里雄淳意君） 北村富男議員。

○ 7 番（北村富男君） ありがとうございます。

解消方法ですね、調査・研究していくということですが、少しの土地でも解消できないと企業誘致の弊害になると思われますので、早急に対応していただきたいと思います。

それから、前回の答弁で、企業誘致のターゲットとして自動車関連産業、物流業、豊富な地下水を必要とする業種を対象に上げられておりましたが、現在もその方向で誘致活動を行っているのか、お聞かせください。

○議長（里雄淳意君） 答弁を求めます。

菱田登産業経済部次長。

○産業経済部次長（企業誘致担当）（菱田 登君） お答えいたします。

開発整備方針を公表するのが本格的な誘致活動に入るための一つの節目と捉えております。

新規団地に係る誘致活動こそまだ手がけてはおりませんけれども、もし手がけるとなれば、2年前に御説明したとおり、自動車関連産業、あるいは物流業、または豊富な地下水を必要とする、例えば食料品加工業や半導体製造業といった業種がターゲットになるものと思われます。

東海環状自動車道が全線開通した暁には、その社会的投資効果、十分に享受していきたいと考えております。以上です。

[ 7 番議員挙手 ]

○議長（里雄淳意君） 北村富男議員。

○ 7 番（北村富男君） ありがとうございます。

若い人を呼び込むためには、例えば大学や研究機関などの誘致も考えられますし、半導体関連などは持続可能な分野だと思います。いずれにしても多様な視点を持って取り組んでいただきたいと思います。

次に、現在、次期総合計画の策定に向け様々な計画の策定をされているということですが、総合計画とは、本市が目指す将来とこれを実現するためのまちづくりの方針を示すものであります。

企業誘致について、地域全体の活性化を目指したまちづくりの一環として考えられているということで、ぜひ幅広い施策と連携させながら、市民の皆様と共にまちづくりを進めていただきたいと思います。

そこで、幅広い施策を相互に連携させながら進めているということですが、住環境整備についてどのように考えているのかお聞かせください。

○議長（里雄淳意君） 答弁を求めます。

菱田登産業経済部次長。

○産業経済部次長（企業誘致担当）（菱田 登君）お答えいたします。

住環境の整備は、企業誘致と併せた一体的なまちづくりの一つでもあります。誘致を行う際に、例えば既存の制度、宅地造成の補助金、あるいは集合住宅の建設の補助金、あるいは空き家のリフォームに対する補助金など、旧来の制度を適切なタイミングで対象企業へ提案することで相乗効果が期待できると考えております。また、企業側が例えば社宅を希望される場合は、例えば市有地から条件に合う用地を探し出して提示するといったことも想定できると思います。

ですので、住宅施策、移住定住対策、それから市有地の管理、それぞれの所管部署と連絡、調整を密にして取り組んでいきたいと考えております。以上です。

〔7番議員挙手〕

○議長（里雄淳意君）北村富男議員。

○7番（北村富男君）ありがとうございます。

ぜひ企業誘致とともに若い世代に選ばれる住宅環境整備も一緒に考えていただきたいと思います。

幅広い世代の多様な意見を取り入れるため、ワークショップを開催されているということですが、これまで行われたワークショップなどで企業誘致を含むまちづくりに関する意見、具体的な提案があったということですが、どのような内容のものだったのかお聞かせください。

○議長（里雄淳意君）答弁を求めます。

菱田登産業経済部次長。

○産業経済部次長（企業誘致担当）（菱田 登君）お答えいたします。

これまで幾度が開催された市民ワークショップでは、地域の魅力を生かしたまちづくりに向けて、例えば観光資源の活用、住環境の整備、交通インフラの改善、そして企業誘致と多岐にわたる領域で提案がございました。

企業誘致に絞りましても、誘致を希望する企業が、先ほどと重複しますけれども、自動車関連企業、地元特産品を活用した食品加工業、物流センター、あるいはイオン等大規模商業施設など多くの業種が上げられていたことを見ますと、関心の高い分野であるということが分かりました。以上です。

〔7番議員挙手〕

○議長（里雄淳意君）北村富男議員。

○7番（北村富男君）ありがとうございます。

ぜひ多くの方に参加していただいて、まちづくりを進めていただきたいと思います。

最後に、企業誘致土地利活用推進本部長であります副市長に、今後のまちづくりのビジョン、企業誘致の戦略について、どのような考え方をお持ちかお伺いしたいのですが、時間がありませんので、すみません。またにさせていただきます。

終わりになりますが、東海環状自動車道の早期開通を願うとともに、本市の特色を最大限生かしつつ、課題を一つ一つ克服し、市民の暮らしに直結する成果を確実に生み出す持続可能な企業誘致、地域全体の活性化を目指したまちづくりを一層推進していただくことを強く要望いたしまして質問を終わります。

○議長（里雄淳意君） これで北村富男議員の質問を終わります。

---

◎散会の宣告

○議長（里雄淳意君） 以上で、本日の日程は終了しました。

本日は、これで散会します。

次回は、明日9月4日午前9時30分に再開します。お疲れさまでした。

（午後3時11分）

上記会議録を証するため下記署名する。

令和 8 年 1 月 29 日

議長 里雄淳意

署名議員 古川理沙

署名議員 片野治樹